

奈良市公報

第 3 5 3 号

(平成30年4月前半分)

平成30年5月1日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長
製作 株式会社 春日

目 次

告 示

- 平成30年度一般廃棄物処理実施計画……………2
- 徴収事務の委託（7件）……………15
- 固定資産課税台帳に登録すべき平成30年度の固定資産の価格等の登録……………16
- 徴収事務の委託……………16
- 予防接種の実施……………16
- 徴収事務の委託（5件）……………18
- 障害者総合支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定……………19
- 国土調査の実施……………19
- 徴収事務の委託……………19
- 障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定……………20
- 障害者総合支援法に規定する指定特定相談支援事業者の指定……………21
- 児童福祉法に規定する指定障害児相談支援事業者の指定……………21
- 障害者総合支援法に規定する指定一般相談支援事業者の指定……………22
- 障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の廃止……………22
- 障害者総合支援法に規定する指定特定相談支援事業者の廃止……………23
- 児童福祉法に規定する指定障害児相談支援事業者の廃止……………23
- 障害者総合支援法に規定する指定障害者福祉サービス事業者等の指定（更新）……………23
- 障害者総合支援法に規定する指定特定相談支援事業者の指定（更新）……………25
- 児童福祉法に規定する指定障害児相談支援事業者の指定（更新）……………26
- 障害者総合支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定の辞退の届出……………26
- 身体障害者福祉法に規定する医師の辞退……………26
- 障害者総合支援法に規定する指定自立支援医療機関の指定（2件）……………27
- 身体障害者福祉法に規定する医師の辞退……………27
- 徴収事務の委託（2件）……………28
- 道路の位置指定……………28
- 放置自転車等の保管（2件）……………28

- 道路の位置指定……………29
- 住居番号の設定……………29
- 大和都市計画用途地域の変更案の公衆縦覧……………29
- 大和都市計画高度地区の変更案の公衆縦覧……………29
- 大和都市計画地区計画の決定……………29
- 大和都市計画地区計画の変更案の公衆縦覧……………30
- 指定管理者の指定……………30
- 介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止……………30
- 都市計画事業の認可に係る図書の写しの公衆縦覧……………31
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定……………31
- 介護保険法の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定……………31
- 歴史的風致形成建造物の指定……………31
- 放置自転車等の保管……………32
- 放置自転車等の処分……………32
- 身体障害者福祉法に規定する医師の辞退……………32
- 生活保護法の規定による医療機関の指定……………32
- 生活保護法の規定による施術者の指定……………32
- 身体障害者福祉法に規定する医師の辞退……………33
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出……………33
- 身体障害者福祉法に規定する医師の辞退……………33
- 身体障害者福祉法に規定する医師の指定（2件）……………33
- 放置自転車等の保管……………34

監 査

- 住民監査請求の監査結果……………34
- 定期監査の実施……………38
- 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知……………40

公 営 企 業

- 宿日直窓口収納業務の委託……………41
- 収納業務の委託……………41
- 下水道事業受益者負担金の賦課対象区域……………42
- 奈良市水道事業及び下水道事業に係る公金の収納及び支払いの事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関並びに収納の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関の指定……………42
- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始……………43
- 奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定（2件）……………43

教 育 委 員 会

- 徴収事務の委託……………44

農 業 委 員 会

- 市街化区域内農地の転用届出に係る事務処理規定の一

部を改正する規程.....44
○農業委員会総会の招集.....44

告 示

奈良市告示第195号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により、平成30年度の一般廃棄物処理実施計画を定めたので、奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和48年奈良市条例第35号）第7条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成30年4月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

平成30年度
奈良市一般廃棄物処理実施計画

目次

1 総則

(1) 実施計画の目的
奈良市一般廃棄物処理基本計画及び奈良市生活排水処理基本計画を実施するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の3の規定に基づき、平成30年度における施策等をこの実施計画において定める。

(2) 実施計画の期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日

(3) 実施計画の区域
奈良市全域

ページ番号	
1	総則
1	(1) 実施計画の目的
1	(2) 実施計画の期間
1	(3) 実施計画の区域
2	2 一般廃棄物処理基本計画の進捗状況
2	(1) 一般廃棄物処理基本計画における数値目標
2	(2) 進捗状況
3	3 一般廃棄物処理実施計画
3	(1) 一般廃棄物の処理方法及びその主体
6	(2) 一般廃棄物処理業・処理施設設置の許可
7	(3) ごみの発生抑制、再生利用及び適正処理に関する施策
10	(4) 収集運搬計画
13	(5) 中間処理・再生利用計画
21	(6) 最終処分計画
22	4 生活排水（し尿・浄化槽汚泥）処理実施計画
22	(1) 生活排水（し尿・浄化槽汚泥）の処理方法及びその主体
23	(2) 一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬業・浄化槽清掃業の許可
23	(3) 市民等に対する広報・啓発活動
23	(4) 収集運搬計画
24	(5) 中間処理計画

3 一般廃棄物処理実施計画

(1) 一般廃棄物の処理方法及びその主体

ア 家庭から排出される一般廃棄物 ※注1

分別の区分及び該当物	収集運搬方法 ※注2	中間処理方法	最終処分方法
燃やせるごみ 生ごみ、再生できぬ紙くず、木くず、 プラスチック、ビデオテープ、防犯の 標のないプラスチック製容器包装等	週2回収集 (直営・委託)	破砕可燃物もあ わせて焼却し ばいじん処理物、非鉄類は 埋立 (直営)	焼却灰は埋立 (直営)
燃やせないごみ ガラス類、陶器類、金属類、プラスチック 製品等	概ね月2回収集 (直営・委託)	破砕後、破砕可 燃物、破砕スク ラップ、その他 不燃物に選別 し、破砕可燃物 は焼却 (直営)	破砕スクラップは再生利用 (有価物として売却) その他不燃物は埋立 (直営)
大型ごみ 456のゴミ袋に入らない家電製品、家 具、寝具等	電話等申込によ り収集 ※注3	草木類、土砂 類、不法投棄物 に選別 (委託)	草木類は専門処理業者で再 生利用 (委託) 土砂類、不法投棄物は埋立 (直営)
埋立ごみ 町内清掃等により排出される草木類、土 砂類、不法投棄物等	自治会等からの 申込により収集 (直営・委託)	専用品に保管 (直営)	専門処理業者で再生利用 (委託)
有害ごみ 医薬品、電機類等の可燃含有物	大型ごみ収集の 際に収集 (直営・委託)	選別し、梱包 (委託)	容器包装に係る分別収集及 び再商品化の促進等に関す る法律第21条に基づき指定 法人(以下「指定法人」とい う。)から委託された再 商品化事業者で再生利用 (委託)
プラスチック製容器包装 プラスチック製の容器及び包装 ※注4	週1回収集 (直営・委託)	選別し、保管 (直営)	再生利用
ガラスびん ガラス製容器 ※注4	概ね月1回収集 (直営・委託)	選別し、圧縮 (委託)	指定法人から委託された再 商品化事業者で再生利用 (委託)
ペットボトル 飲料、しょうゆ等のペットボトル ※注 4	概ね月1回収集 (直営・委託)	選別し、保管 (直営)	再生利用
飲料用紙パック 飲料の内層が白色で500ml以上の瓶製 容器 ※注4	又は 公共施設で拠点 回収	選別し、圧縮 (委託)	(有価物として売却)
空き缶 飲料、食品等のアルミ、スチール製容器 ※注4	公共施設で拠点 回収	保管 (委託)	再生利用
発泡スチロール製食品トレイ 白色、有色の発泡スチロール製食品用ト レイ ※注4	公共施設で拠点 回収	選別し、保管 (委託)	再生利用
新聞紙、雑誌、ダンボール、古着類	使用済み小型家電 携帯電話、カメラ、映像用機器、音響機 器、補助聴覚装置、ゲーム機等	選別し、保管 (委託)	専門処理業者で再生利用 (委託)
陶磁器類 リネースでできない陶磁器製食器類	イベント回収	破砕処理 (委託)	専門処理業者で再生利用 (委託)

※注1 市民自ら処理する場合及び市民の意向で許可業者に依頼する場合は除く。

※注2 直営・委託の区別は、収集区域により定める。

※注3 1回の申込につき、6点まで排出可能で、申込んだ日の2か月後から再度、申し込める。

※注4 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第21条第2項に規定する特定容器に限る。

2 一般廃棄物処理基本計画の進捗状況

(1) 一般廃棄物処理基本計画における数値目標

奈良市一般廃棄物処理基本計画(平成28年3月策定)で定める平成32年度(最終目標年度)の数値目標は次のとおり。

ごみ搬入量のピーク時(平成10年度)に比べて、平成32年度までに

- ごみ搬入量を約1/3減らします
- 焼却処理量を約1/3減らします
- 最終処分量を約1/2減らします
- 再生利用率を22%にします

(2) 進捗状況

基準年度 平成10年度 (実績)	直近年度 平成28年度 (実績)	本計画 平成30年度 (推計値)	最終目標 平成32年度 (目標値)
人口	365,911人	354,351人	350,000人
ごみ搬入量	140,996t	89,522t	87,467t
平成10年度比	100%	63%	62%
1人1日当たり	1,055g	692g	684g
家庭系ごみ	86,012t	56,946t	53,171t
平成10年度比	100%	65%	62%
1人1日当たり	644g	432g	416g
事業系ごみ	54,984t	34,191t	34,290t
平成10年度比	100%	61%	62%
1人1日当たり	411g	260g	268g
焼却処理量	127,682t	83,829t	81,711t
平成10年度比	100%	67%	64%
1人1日当たり	956g	650g	639g
最終処分量	31,475t	14,914t	15,275t
平成10年度比	100%	47%	49%
1人1日当たり	236g	113g	120g
再生利用率	16%	20%	22%

※平成30年度の人口は、平成30年度末の推計値。その他は各年度末の人口。

※ごみ搬入量には、再生資源搬入量を含まない。

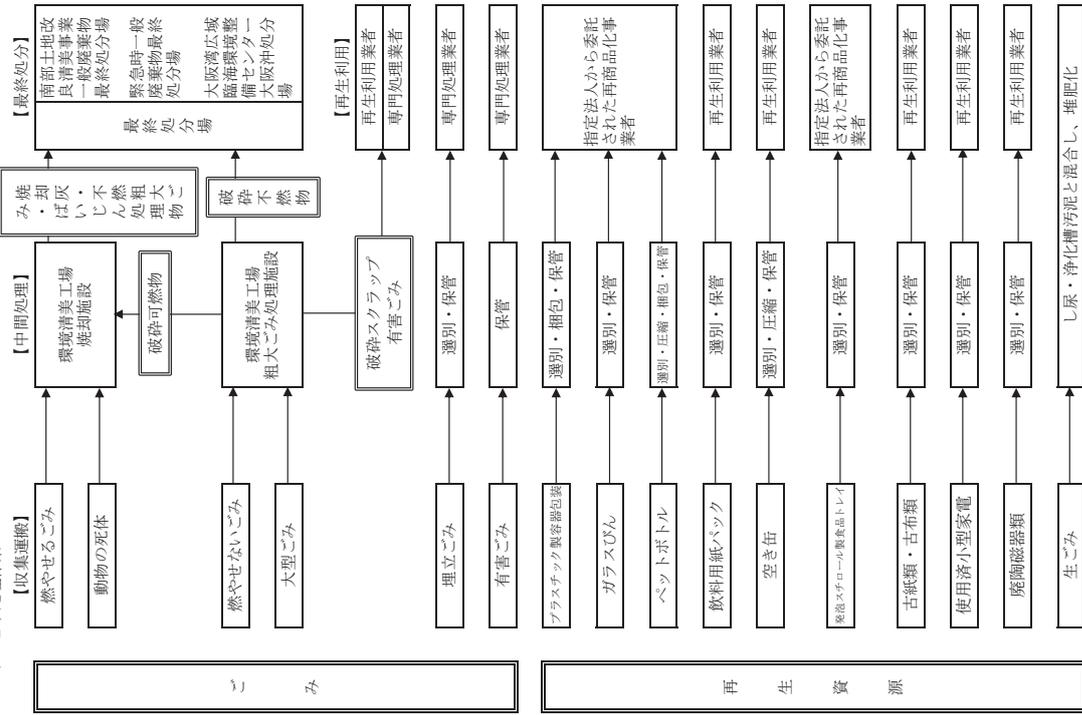
※再生利用率は、(市による直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団資源回収量) / (市へのごみ搬入量(発生抑制後)及び再生資源搬入量+集団資源回収量)。

・平成28年度実績においては、平成10年度と比較して、全体のごみ搬入量が35%(家庭系ごみが34%、事業系ごみが38%)、焼却量が33%、最終処分量が53%減少している。

・事業系ごみについては平成28年度から搬入事業者に対する監視態勢を強化したため、不適正な搬入が抑制され、大幅な減量に成功している。

・事業系ごみについては、最終目標である平成32年度の目標値が34,290tであるが、平成28年度の実績値が34,191tであり、目標を達成している。

オ ごみ処理体系



※注 中間処理の選別において生じた残さは、その性状に応じて、焼却、破砕、直接埋立の処理をする。
 ※注 使用済小型家電、廃陶磁器類については、ボックス回収・イベント回収したものに限る。
 ※注 生ごみは、市内の保育園・幼稚園・小学校から発生する給食の残さに限る。

イ 事業活動に伴って排出される一般廃棄物 ※注

分別の区分及び該当物	収集運搬方法	中間処理方法	最終処分方法
燃やせるごみ	随時収集 (許可業者)	家庭から排出される一般廃棄物と同様に処理	燃やせるごみと同様に処理
生ごみ、再生できない紙くず、木くず等	随時収集 (直営)	し尿・浄化槽汚泥と混合して堆肥化し、再生利用 (直営)	堆肥化し、再生利用
燃やせないごみ	随時収集 (委託)	家庭から排出される一般廃棄物と同様に処理	燃やせるごみと同様に処理
木製家具等			
中立的学校、保育園給食等の残渣			
落ち葉、剪定枝等			

※注 事業者自ら処理する場合を除く。

ウ 動物の死体 ※注

該当物	収集運搬方法	中間処理方法	最終処分方法
動物の死体	電話等申込により収集 (直営)	燃やせるごみと同様に処理	燃やせるごみと同様に処理

※注 排出者自ら処理する場合を除く。

エ 市が一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条第2項の規定に基づき、市が一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物として、以下のものを指定する。

- 紙くず
- 木くず(パレット及び建設業からの木くずを除く)
- 繊維くず

(3) ごみの発生抑制、再生利用及び適正処理に関する施策

区分	取組	具体的な内容
循環型社会の形成を促す情報交流・学習の推進等	インターネット・ブログ等による情報発信	市ホームページ等のインターネットや広報紙を活用し、ごみ処理の現状、ごみの減量、ごみの出し方等の情報を発信する。
	ごみ・再生資源の分け方と出し方を記載したパンフレットと出し方	ごみと再生資源の分け方と出し方を記載したパンフレットと出し方を主に市外からの転入者に対し、配布する。
	ごみカレンダー	ごみ及び再生資源の収集日を明示したカレンダーを全戸配布する。
	奈良市ごみ分別アプリ	ごみについて関心の低い若年層を主な対象として、ごみの適正排出の促進を図るため、スマートフォン向けアプリを配信する。
	ごみ減量キャラバン	ごみ減量に取り組んでいる市民団体が講師となり、組成分析等のデータを基にして、雑がみの判別、生ごみの水切り等の日常生活における工夫によるごみ減量を促進するための学習会を公民館での講座や、自治会、PTAを対象として実施する。
	環境清美工場見学	奈良市内全小学校4年生、環境フェスティバル・ならクラクリンフェスティバルの参加者を対象に、工場見学を実施し、ごみ処理の実態を知らせることでごみ減量を促進する。
	家庭ごみ分別・減量説明会	市民からの要望に応じ、市民の用意する会場に職員・市民団体の講師が出向き、説明会を実施する。
	啓発用ビデオ・DVDの貸し出し	ごみ減量を啓発する内容のビデオ・DVDを見学会、学習会等で活用し、その他市民からの申し出により貸し出しをする。
	ごみ減量・リサイクル推進啓発作品の募集	ごみ問題に対する高識啓発を目的に、市内の小・中学校から啓発作品を募集し、優秀作品を表彰する。
	家庭ごみ有料化実施の検討	他都市情報等の収集を行うとともに、有料化の方法や減免措置等を含めて、実施に向けた制度設計を行う。また、ごみ処理に関するコスト意識の醸成と受益者負担の公平性の確保の観点から、ごみ搬入手数料の見直しを実施し、ごみ減量を促進していく。
ごみ減量・資源循環を進める社会システムづくり	リユース交換会	靴、かばん、ぬいぐるみ等を市民に持ち寄ってもらおうとするリユース交換会をイベント等で実施する。
	ごみ減量教育の推進	「もったいない」の心を持ち、自主的にごみ減量の行動を実践できる子ども達を育成するため、市立小学校4年生のクラスに教材としてタンポポルコンポストのキットを配布し、その仕組みを学んでもらう。
	陶磁器製食器類リユース・リサイクル事業	ごみ減量及び資源の有効利用を目的とした陶磁器のリユース・リサイクル事業を奈良市内各所で実施する。
地域での資源循環の推進	ごみ分別用啓発ステッカー	再生資源が混じる等、分別が不適切なごみに対し、ステッカーを貼り、啓発を行う。
	再生資源分別収集	再生資源として、プラスチック製容器包装、ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶を収集する。

(2) 一般廃棄物処理業・処理施設設置の許可

ア 許可指針

一般廃棄物処理業の許可については、平成21年4月1日に策定した一般廃棄物の処理業の許可指針に基づくものとする。また、一般廃棄物処理施設設置の許可は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2に基づくものとする。

イ 許可件数(平成30年3月1日現在)

(7) 収集運搬業

処理する廃棄物の種類	件数
浄化槽汚泥、特別管理一般廃棄物を除く一般廃棄物	38
剪定枝木、草、木くず限定	3
剪定枝木、草限定	6
実験動物の死体限定	1
食品廃棄物限定	3

(4) 処分業

処理する廃棄物の種類	件数
剪定枝木、草、木くず限定	3
剪定枝木、草限定	1
びん、空き缶、ガラス、プラスチック、ペットボトル、紙、金属くず、繊維くず限定	1
木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類限定	1
木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類限定	2

(6) 処理施設

処理する廃棄物の種類	件数
プラスチック製容器包装及びその残さ(廃プラスチック、ガラスくず、紙くず、金属くず、動植物性残さ、焼却灰、木くず、ゴムくず等)	1

(4) 収集運搬計画

ア 収集運搬する廃棄物の量 (平成30年度推計値)

種類	市収集	※注	許可業者収集	直接搬入	合計
燃やせるごみ	43,538 t	-	-	2,212 t	45,750 t
燃やせないごみ	3,112 t	-	-	2,835 t	5,947 t
大型ごみ	2,205 t	-	-	-	2,205 t
埋立ごみ	1,921 t	-	-	-	1,921 t
有害ごみ	17 t	-	-	-	17 t
再生資源	5,491 t	-	-	1,193 t	6,684 t
小計	56,284 t	0 t	31,984 t	6,240 t	62,524 t
燃やせるごみ	0 t	0 t	204 t	14 t	218 t
燃やせないごみ	143 t	-	-	-	143 t
小計	143 t	143 t	32,188 t	1,494 t	33,825 t
合計	56,427 t	143 t	32,188 t	7,734 t	96,349 t
動物の死体	1,602 体	-	-	-	1,602 体

※注 市収集とは、市の直営又は市からの委託による収集

イ 収集運搬に係る施設

※注 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第98条に基づく一般廃棄物処理施設以外の施設も含む。

(7) ごみ収集基地

名称	所在地	収集区域	処理する廃棄物の種類
環境清美センター事務厚生棟	奈良市左京五丁目2番地	委託収集区域を除く奈良市全域	燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、埋立ごみ、有害ごみ、プラスチック製容器包装、生ごみ(事業系)、動物の死体

(4) 再生資源収集基地

名称	所在地	収集区域	処理する廃棄物の種類
リサイクル推進課分室	奈良市大安寺西二丁目281番地	委託収集区域を除く奈良市全域	ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶

(4) 委託業者収集基地

名称	所在地	収集区域	処理する廃棄物の種類
株式会社奈良市清美公社	奈良市大安寺西三丁目10番21号	市長が別に定める区域	燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、有害ごみ、プラスチック製容器包装、ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶

ウ 家庭から排出される一般廃棄物の収集方法

下記のとおり、家庭から排出される一般廃棄物を収集する。また、収集する日時については市長が別に定める。なお、ステーション収集を行う種類のこみで、ステーション収集を実施の地区に対しては、ステーション収集の推進を図る。また、小規模ステーションの統合を図る。

種類	収集方式	排出方法
燃やせるごみ	原則ステーション収集とする。	450以下の透明又は半透明の袋に入れ、排出する。
燃やせないごみ	戸別収集とする。	450以下の透明又は半透明の袋に入れ、排出し、袋での排出が適さないものは、市長の指示に従い、排出する。また、いずれの場合も、排出物に「不用品」と「排出者の氏名」を記入した紙を貼る。
大型ごみ	自治会等の申込者の指定する集積場からの収集とする。	排出物の性状に合わせ、市長の指示に従い、排出する。
埋立ごみ	戸別収集とする。	450以下の透明又は半透明の袋に入れ、排出し、袋での排出が適さないものは、市長の指示に従い、排出する。また、いずれの場合も、排出物に「有害ごみ」と「排出者の氏名」を記入した紙を貼る。
プラスチック製容器包装	原則ステーション収集とする。	洗浄し、450以下の透明又は半透明の袋に入れ、二重袋にせずに排出する。
ガラスびん	ステーション収集とする。	洗浄し、無色・茶色・その他の色に分別し、市が配布するコンテナに入れ、排出する。
ペットボトル	ステーション収集、又は拠点回収とする。	洗浄し、市が配布する網袋に入れ、排出する。又は拠点に設置された回収箱に排出する。
飲料用紙パック	ステーション収集、又は拠点回収とする。	洗浄し、市が配布するコンテナに入れた回収箱に排出する。
空き缶	ステーション収集、又は拠点回収とする。	洗浄し、市が配布する網袋に入れ、回収箱に排出する。
発泡スチロール製食品トレイ	拠点回収とする。	洗浄し、拠点に設置された回収箱に排出する。
古紙類・古布類	拠点回収(環境清美センター内資源回収場)とする。	拠点に設置された回収場所へ排出する。
使用済小型家電	拠点回収とする。	拠点に設置された回収ボックスへ排出する。
廃陶磁器類	イベント回収とする。	イベント等において排出する。

エ 事業活動に伴って排出される一般廃棄物の収集方法

種類	収集方式	排出方法
燃やせるごみ	排出者と許可業者との契約による。	透明又は半透明の袋に入れ、排出し、袋での排出が適さないものは、市長の指示に従い、排出する。
燃やせないごみ		
生ごみ	個別に収集する。	市長の指示に従い、排出する。
公園ごみ		

オ 市が収集しない一般廃棄物の処理方法

区分	品目の例示	処理方法
一時多量ごみ	引越し、死去等により、一時的に多量に発生するごみ	市の施設へ直接搬入するか、一般廃棄物収集運搬業者許可業者に収集を依頼する。
特定家庭用機器再商品化法第2条第5項に定める特定家庭用機器廃棄物	①ミニット形エアコンデーションユニット及びブラッサマ式のもの ②テレビジョン受信機のうち、ブラウン管式、液晶式 ③電気冷蔵庫及び電気冷凍庫 ④電気洗濯機及び衣類乾燥機	購入した小売店がわかる場合、又は買い換える場合は、販売した小売業者に引き取り義務があるため、そこに引取りを依頼する。それ以外は環境清潔センター廃棄物対策課へ搬入するか、家電引き取り協力店に引取りを依頼し資源化を図る。
奈良市環境清潔センター管理要領別表第2に規定する搬入条件を満たさないもの	①有害な物 薬品、農薬、劇薬、ニカド・リチウム・ボタン電池等 ②危険性のある物 自動車用バッテリー、消火器、LPガスボンベ、ドラム缶等 ③引火性のある物 ガソリン、灯油、プロパンガス等 ④特別管理一般廃棄物に指定されている物 PCB含有物、感染性廃棄物等 ⑤その他、処理を著しく困難にし、又は廃棄物の処理施設の機能に支障が生ずる物 農業用機械、大型温水器、コンクリート、ピアノ、パイプ、リング入りマットレス等 ⑥設置又は撤去の際に専門業者の資格や技術が必要な物 流し台、ビルトインコンロ、洗面化粧台、便器、浴槽、風呂釜、給湯器、扉、瓦、門扉、フェンス等 ⑦資源の有効な利用の促進に関する法律に規定する指定再資源化製品 パソコン等	排出者自ら処理する。または、販売店・メーカー・処理業者に引取、資源化を依頼する。
奈良市環境清潔センター管理要領別表第2に規定する搬入条件を満たさないもの		搬入条件を満たして排出する。

(5) 中間処理・再生利用計画

ア 再生利用量 ※注

種類	再生利用量
プラスチック製容器包装	3,200 t
ガラスびん	1,696 t
ペットボトル	436 t
飲料用紙パック	74 t
空き缶	469 t
発泡スチロール製食品トレイ	1 t
古紙類・古布類	789 t
使用済小型家電	9 t
廃陶磁器類	10 t
生ごみ	143 t
破砕スクラップ回収	6,827 t
有害ごみ回収	1,165 t
草木(剪定・枝木)チップ化等再生利用	25 t
集団資源回収	1,000 t
合計	13,493 t
小計	22,510 t

※注 市内で発生する廃棄物の再生利用として、上記の他に各家庭での生ごみ堆肥化容器及び処理機によるもの、古紙類・古布類の民間拠点回収、販売店による店頭回収、その他事業所による自主的な再生利用等があるが、これらの数値は含まれていない。

イ 中間処理・再生利用に係る施設 ※注

次に掲げる処理施設において、それぞれに定める廃棄物を処理する。

※注 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条に基づく一般廃棄物処理施設以外の施設も含む。

(7) 直営のごみ処理施設

a 焼却処理施設

名称	環境清美センターごみ焼却施設
所在地	奈良市左京五丁目2番地
処理方法	全連続焼式
処理能力	480t/24h (120t/24h×4基)
操業形態	直営
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ (再生資源選別残さを含む)、破碎可燃物、動物の死体
処理量	燃やせるごみ 79,214 t 破碎可燃物 4,615 t 合計 83,829 t
残さ	動物の死体 1,602 体 焼却灰 6,691 t ばいじん処理物 2,400 t 不燃粗大ごみ 2,000 t 合計 11,091 t
処分先	焼却区：南部土地改良清美事業 (第二工区) 一般廃棄物最終処分場 ばいじん処理物：大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖処分場 不燃粗大ごみ：大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖処分場

b 破碎処理施設

名称	環境清美センター粗大ごみ処理施設
所在地	奈良市左京五丁目2番地
処理方法	横軸スイングハンマー式
処理能力	100 t / 5h
操業形態	直営
処理する廃棄物の種類	燃やせないごみ (再生資源選別残さを含む)、大型ごみ、有害ごみ ※注
処理量	燃やせないごみ 6,165 t 大型ごみ 2,205 t 有害ごみ 17 t 合計 8,387 t
残さ	破碎可燃物 4,615 t 破碎不燃物 2,582 t 有害ごみ 1,165 t 合計 8,387 t
処分先	破碎可燃物：環境清美センターごみ焼却施設 破碎不燃物：南部土地改良清美事業一般廃棄物最終処分場 有害ごみ：再生利用業者 有害ごみ：専門処理業者

※注 破碎ごみ処理施設内で有害ごみの保管を行っている。

(イ) 直営または委託先の再生利用施設

a 草木類選別施設

名称	草木類選別施設
所在地	奈良市奈良阪町2683番地
処理方法	選別
操業形態	委託
処理する廃棄物の種類	埋立ごみ
処理量	1,000 t
処分先	草木類：草木 (剪定・枝木) 資源化施設 土砂類：緊急時一般廃棄物最終処分場

※注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計量量に含めない。

b 草木 (剪定・枝木) 資源化施設

名称	奈良県コンポスト園事業協同組合
所在地	奈良市大柳生町2705-2、奈良市横井六丁目621-3、奈良市山町1009-1・1010-1・1011-1、奈良市南庄町136、奈良市鹿野園町131
処理方法	チップ化等再生利用
操業形態	委託
処理する廃棄物の種類	草木 (剪定・枝木)
処理量	1,000 t

c. 有害ごみ資源化施設

名称	野村興産株式会社
所在地	北海道北見市留辺蘂町富士見217-1
処理方法	焙焼処理・水銀回収等再生利用
操業形態	委託
処理する廃棄物の種類	乾電池・蛍光灯等
処理量	25 t

d. プラスチック製容器包装中間処理施設

名称	プラスチック製容器包装中間処理施設	
所在地	奈良市西九条町五丁目4-3及び4-13地内	
処理方法	選別及び梱包	
操業形態	委託	
処理する廃棄物の種類	プラスチック製容器包装及びその選別残さ	
処理量	プラスチック製容器包装	3,200 t
	選別残さ	800 t
	合計	4,000 t
処分先	プラスチック製容器包装・指定法人の定める再商品化事業者施設 選別残さ：環境清美センター粗大ごみ焼却施設	

e. ガラスびん保管施設

名称	ガラスびん保管施設	
所在地	奈良市大安寺西二丁目281番地	
処理方法	選別及び屋外保管	
面積	48 m ²	
操業形態	直営	
処理する廃棄物の種類	ガラスびん(無色)	833 t
処理量	ガラスびん(茶色)	449 t
	ガラスびん(その他色)	414 t
合計		1,696 t
処分先	ガラスびん：指定法人の定める再商品化事業者施設 不燃物残さ：環境清美センター粗大ごみ焼却施設 不燃物残さ：環境清美センター粗大ごみ処理施設	

※注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

f. ペットボトル資源化施設

名称	ペットボトル圧縮梱包作業所
所在地	奈良市大安寺西二丁目281番地
処理方法	選別、圧縮及び梱包
処理能力	0.7t/h (0.3t/h×1基、0.4t/h×1基)
操業形態	委託
処理する廃棄物の種類	ペットボトル及びその残さ
処理量	436 t
処分先	ペットボトル：ペットボトル保管施設 可燃物残さ：環境清美センター粗大ごみ焼却施設 不燃物残さ：環境清美センター粗大ごみ処理施設

※注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

g. ペットボトル保管施設

名称	ペットボトル保管施設
所在地	奈良市大安寺西二丁目281番地
処理方法	屋外保管
面積	710 m ²
操業形態	委託
処理する廃棄物の種類	ペットボトル
処理量	436 t
処分先	指定法人の定める再商品化事業者施設

h. 飲料用紙パック保管施設

名称	飲料用紙パック保管施設
所在地	奈良市大安寺西二丁目281番地
処理方法	選別及び屋外保管
面積	22 m ²
操業形態	直営
処理する廃棄物の種類	飲料用紙パック及びその残さ
処理量	74 t
処分先	飲料用紙パック：再生利用者 可燃物残さ：環境清美センター粗大ごみ焼却施設 不燃物残さ：環境清美センター粗大ごみ処理施設

※注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

i 空き缶資源化施設

名称	空き缶選別作業所
所在地	奈良市大安寺西二丁目281番地
処理方法	機械選別及び圧縮
処理能力	1.33t/h (0.63t/h、0.7t/h)
操業形態	委託
処理する廃棄物の種類	空き缶及びびその残さ
処理量 ※ 注	アルミ缶 213 t スチール缶 256 t 合計 469 t
処 分 先	空き缶：空き缶保管施設 可燃物残さ：環境清美センターごみ焼却施設 不燃物残さ：環境清美センター粗大ごみ処理施設

※注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計画面に含めない。

l 古紙類・古布類保管施設

名称	古紙類・古布類保管施設
所在地	奈良市五王五丁目2番地
処理方法	屋外保管
面積	50 m ²
操業形態	委託
処理する廃棄物の種類	新聞、雑誌、ダンボール、古布類
処理量	新聞 114 t 雑誌 253 t ダンボール 271 t 古布類 151 t 合計 789 t
処 分 先	再生利用業者

j 空き缶保管施設

名称	空き缶保管施設
所在地	奈良市大安寺西二丁目281番地
処理方法	屋外保管
面積	460 m ²
操業形態	委託
処理する廃棄物の種類	空き缶
処理量	アルミ缶 213 t スチール缶 256 t 合計 469 t
処 分 先	再生利用業者

k 発泡スチロール製食品トレイ保管施設

名称	発泡スチロール製食品トレイ保管施設
所在地	奈良市大安寺西二丁目281番地
処理方法	選別及び屋内保管
面積	50 m ²
操業形態	委託
処理する廃棄物の種類	発泡スチロール製食品トレイ及びびその残さ
処理量 ※ 注	1 t
処 分 先	白色発泡スチロール製食品トレイ：指定法人の定める再商品化事業者施設 有色発泡スチロール製食品トレイ：プラスチック製容器包装中間処理施設 可燃物残さ：環境清美センターごみ焼却施設

※注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計画面に含めない。

m 使用済小型家電資源化施設

名称	大栄環境株式会社三木リサイクルセンター
所在地	兵庫県三木市口吉川町吉祥寺谷132番地8
処理方法	選別・保管後、再生利用
操業形態	委託
処理する廃棄物の種類	携帯電話、カメラ、映像用機器、音響機器、補助記憶装置、ゲーム機等
処理量	9 t

n 廃陶磁器類資源化施設

名称	藤野興業株式会社資源リサイクルセンター森屋工場
所在地	大阪府南河内郡千早赤阪村大字森屋 630-1
処理方法	破碎処理後、再生利用
操業形態	委託
処理する廃棄物の種類	廃陶磁器製食器類
処理量	10 t

(4) 処分業許可業者の施設

名称	所在地	処理する廃棄物の種類	処理能力
(株) オギタ	奈良市大柳生町2705-2	剪定枝木、草、木くず	2t/24h
石庭園グリーン サービス	奈良市機井六丁目621-3	剪定枝木、草	2.7t/24h
リプロ/ヨシダ	奈良市山町1009-1・ 1010-1・1011-1	剪定枝木、草、木くず	2.52t/24h
奈良市エコロ ジ事業(協)	奈良市北之庄町23-2	びん、空缶、ガラス、プラス チック、ペットボトル、紙、金 属くず、木くず、繊維くず	4.8t/24h
(有) 丸進商会	奈良市北之庄西町一丁目 5-2	木くず、繊維くず、ゴムくず、 金属くず、ガラスくず、コンク リートくず(工作物の新築、改 築または除去に伴って生じたも のを除く)、及び陶磁器くず 工作物の新築、改築または除去 に伴って生じたコンクリートの 破片その他これに類する不要 物、廃プラスチック類	2.58t/24h
(有) 日出産業	奈良市北之庄西町二丁目 6-6	木くず、金属くず、ガラスく ず、コンクリートくず(工作物 の新築、改築または除去に伴っ て生じたものを除く)及び陶 磁器くず、工作物の新築、改築 または除去に伴って生じたコン クリートの破片その他これに類 する不要物、廃プラスチック類	34.19t/24h
(株) I・T・O	奈良市南庄町136	木くず、金属くず、ガラスく ず、コンクリートくず(工作物 の新築、改築または除去に伴っ て生じたものを除く)及び陶 磁器くず、工作物の新築、改築 または除去に伴って生じたコン クリートの破片その他これに類 する不要物、廃プラスチック類	60t/24h
E・G・C	奈良市鹿野園町131	剪定枝木、草、木くず	4.5t/24h

(6) 最終処分計画

次に掲げる処理施設において、それぞれに定める廃棄物を最終処分する。

ア 南部土地改良清美事業一般廃棄物最終処分場(第二工区)

所在地	奈良市米谷町1857番地 他
敷地面積	82,920㎡
埋立面積	58,100㎡
埋立容量	747,900㎡
操業形態	直営
埋立対象物	焼却灰、破砕不燃物
処分量	6,691 t
	2,582 t
	合計
	9,273 t

イ 緊急時一般廃棄物最終処分場

所在地	奈良市奈良阪町1325番地 他
敷地面積	46,611㎡
埋立面積	27,400㎡
埋立容量	284,403㎡
操業形態	直営
埋立対象物	土砂類、不法投棄物
処分量	921 t

ウ 大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖処分場

所在地	大阪府北花区北港緑地地先
敷地面積	95ha
埋立容量	13,975,000㎡
埋立対象物	ばいじん処理物、不燃粗大ごみ
処分量	2,400 t
	2,000 t
	合計
	4,400 t
埋立計画	埋立対象物は委託により大阪湾広域臨海環境整備センター堺基地に搬入された後、同センターにより埋立処分される。

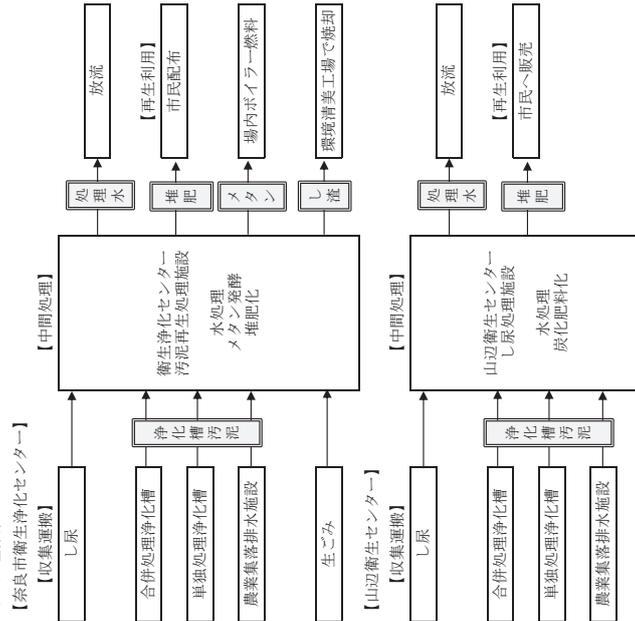
4 生活排水（し尿・浄化槽汚泥）処理実施計画

(1) 生活排水（し尿・浄化槽汚泥）の処理方法及びその主体
 ※都府・月ヶ瀬地域は、奈良市と山添村により構成される一部事務組合である山辺環境衛生組合が処理主体となる。

ア 処理方法及びその主体

該当物	収集運搬方法	中間処理方法	最終処分方法
し尿	糞ね月1回収集 (委託)	○月ヶ瀬・都祁を除く地域 し尿・浄化槽汚泥は 炭分難負荷脱窒素 処理方式で処理 (直営)	○月ヶ瀬・都祁を除く地域 汚泥は、生ごみと混 合し、堆肥として再 生利用 (直営)
浄化槽汚泥 (デュースローザー 汚泥を含む)	浄化槽清掃業許可業 者が清掃にあわせて 収集 (許可業者)	○月ヶ瀬・都祁地域 炭分難負荷脱窒素処理方 式 (直営)	○月ヶ瀬・都祁地域 汚泥は炭化肥料化 し、再生利用 (直営)

イ 処理体系



(2) 一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬業・浄化槽清掃業の許可

種類	件数
収集運搬業	1
収集運搬業（月ヶ瀬・都祁を除く地域限定）	4
浄化槽清掃業	1
浄化槽清掃業（月ヶ瀬・都祁を除く地域限定）	4

許可件数（平成30年5月1日現在）

(3) 市民等に対する広報・啓発活動
 浄化槽清掃業許可業者を市ホームページに掲載し、浄化槽の清掃等について市民・事業者に啓発する。

(4) 収集運搬計画

収集運搬する廃棄物の量（都府・月ヶ瀬地域除く）

種類	平成28年度(実績値)		平成30年度(推計値)	
	市収集	許可業者収集	市収集	許可業者収集
し尿	3,772 kℓ	0 kℓ	3,165 kℓ	0 kℓ
浄化槽汚泥	0 kℓ	13,293 kℓ	0 kℓ	13,920 kℓ
計	3,772 kℓ	13,293 kℓ	3,165 kℓ	13,920 kℓ
合計	17,065 kℓ		17,085 kℓ	

収集運搬する廃棄物の量（都府・月ヶ瀬地域）

種類	平成28年度(実績値)		平成30年度(推計値)	
	組合収集	許可業者収集	組合収集	許可業者収集
し尿	597 kℓ	0 kℓ	580 kℓ	0 kℓ
浄化槽汚泥	0 kℓ	4,170 kℓ	0 kℓ	4,300 kℓ
計	597 kℓ	4,170 kℓ	580 kℓ	4,300 kℓ
合計	4,767 kℓ		4,880 kℓ	

(5) 中間処理計画 衛生浄化センター汚泥再生処理施設	
所在地	奈良市大安寺西二丁目281番地
処理方法	水分離高負荷脱窒素処理方式により水処理し、汚泥は生ごみと混合して、メタン発酵・堆肥化を行う。また、残さは環境清美工場で焼却する。
処理能力	し尿、浄化槽汚泥 90k0/24h 生ごみ 3.4t/24h
操業形態	直営(ただし、運転管理は委託)
処理する廃棄物の種類	し尿、浄化槽汚泥、生ごみ
処理量	し尿 3,165 k0 浄化槽汚泥 13,920 k0 合計 17,085 k0
残さ量	生ごみ 143 t
堆肥化量	19 t
残さ処分先	環境清美工場焼却処理施設
山辺環境衛生センター	
所在地	山辺郡山添村大字運瀬2384番地
処理方法	高負荷脱窒素処理方式により水処理し、汚泥は炭化処理し肥料化を行う。
処理能力	し尿、浄化槽汚泥 20k0/24h
操業形態	一部事務組合
処理する廃棄物の種類	し尿、浄化槽汚泥
処理量	し尿 580 k0 浄化槽汚泥 4,300 k0 合計 4,880 k0
堆肥化量	(山添村で発生の汚泥由来分を含む) 17 t

※処理残渣は発生せず、汚泥はすべて炭化肥料となる。

24

(平成30年4月1日揭示済)

奈良市告示第196号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成30年4月1日

奈良市長 仲川元庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市大安寺三丁目10番21号 株式会社 奈良市清美公社 代表取締役 葛原 克巳	し尿の収集運搬に係る 一般廃棄物処理手数料 (月ヶ瀬・都祁を除く 地域に限る。)

2 委託の期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(平成30年4月1日揭示済)

奈良市告示第197号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成30年4月1日

奈良市長 仲川元庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市三条本町13番1号 一般財団法人奈良市総合財団 理事長 津山 恭之	奈良市勤労者総合福祉 センター使用料

2 委託の期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

(平成30年4月1日揭示済)

奈良市告示第198号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成30年4月1日

奈良市長 仲川元庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市三条本町13番1号 一般財団法人奈良市総合財団 理事長 津山 恭之	なら工芸館使用料

2 委託の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

(平成30年4月1日揭示済)

奈良市告示第199号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、奈良市営西部会館駐車場使用料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示します。

平成30年4月1日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 委託を受けた者の所在地及び氏名
奈良市三条本町8番1号
奈良市市街地開発株式会社
取締役社長 津山 恭之
- 2 委託した事務の範囲
奈良市営西部会館駐車場使用料の徴収事務
- 3 委託した期間
平成30年4月1日から平成33年3月31日まで
(平成30年4月1日揭示済)

奈良市告示第200号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成30年4月1日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市内侍原町4 一般社団法人 地域づくり支援機構 理事長 村田 武一郎	活動量計自己負担金（活動量計代金）

- 2 委託の期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
(平成30年4月1日揭示済)

奈良市告示第201号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成30年4月1日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市高畑町1116-6 農業振興会館内 公益社団法人 奈良県獣医師会 会長 吉岡 豊	狂犬病予防注射済票 交付手数料

- 2 委託の期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
(平成30年4月1日揭示済)

奈良市告示第202号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託しましたので、同条第2項の規定により告示します。

平成30年4月1日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 委託を受けた者の所在地及び氏名
大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目1番43号
ミディ総合管理株式会社
代表取締役社長 藤木 剛一
- 2 徴収事務
奈良市観光自動車駐車場駐車料金の徴収事務
- 3 委託の期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
(平成30年4月1日揭示済)

奈良市告示第203号

固定資産課税台帳に登録すべき平成30年度の固定資産の価格等の全てを登録しましたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第2項の規定により公示します。

平成30年4月1日

奈良市長 仲川 元庸

(平成30年4月1日揭示済)

奈良市告示第204号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成30年4月1日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市杏町79番地の4 社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会 会長 福井 重忠	奈良市月ヶ瀬福祉センター使用料 奈良市都祁福祉センター使用料

- 2 委託の期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
(平成30年4月1日揭示済)

奈良市告示第205号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成30年4月1日

奈良市長 仲川 元庸

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所	
ジフテリア・百日せき・ポリオ・破傷風 (4種混合) ジフテリア・破傷風 (二種混合)	生後3か月から生後90か月に至るまでの間にある者	平成30年4月10日から平成31年3月31日まで	別紙1のとおり	
結核 (B C G)	生後12か月に至るまでの間にある者	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで		
麻しん・風しん (MR) 麻しん又は風しん	1. 生後12か月から生後24か月に至るまでの間にある者 2. 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者	平成30年4月10日から平成31年3月31日まで		
日本脳炎	1. 生後6か月から生後90か月に至るまでの間にある者 2. 9歳以上13歳未満の者 <特例> ・平成7年4月2日以降に生まれた7歳6か月以上20歳未満の者 ・平成19年4月2日から平成21年10月1日に生まれた者で平成22年3月31日までに第1期の予防接種が終了していない者で9歳以上13歳未満にある者	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで		
ジフテリア・破傷風 (二種混合)	11歳以上13歳未満の間にある者	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで		
急性灰白髄炎 (ポリオ)	生後3か月から生後90か月に至るまでの間にある者	平成30年4月10日から平成31年3月31日まで		
ヒブ感染症	生後3か月から生後60か月に至るまでの間にある者	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで		
小児肺炎球菌感染症	生後3か月から生後60か月に至るまでの間にある者	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで		
ヒトパピローマウイルス感染症	小学6年生～高校1年生相当の間にある女子	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで		
水痘	生後12か月から生後36か月に至るまでの間にある者	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで		
B型肝炎	生後12か月に至るまでの間にある者	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで		
成人用肺炎球菌感染症	65歳の者 60歳以上65歳未満の者であって心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで		別紙2のとおり

2 接種不適当者

- (1) 明らかな発熱 (37.5℃以上) を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシー (即時型アレルギーのなかで最も迅速な過敏反応) を呈したことが明らかな者
- (4) 麻しん及び風しんの予防接種の対象者にあつては、

妊娠していることが明らかな者

- (5) BCG接種の対象者にあつては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

3 接種要注意者

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、

発育障害等の基礎疾患を有する者

- (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- (3) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者
- (4) 過去にけいれんの既往のある者
- (5) 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- (6) BCGについては、過去に結核患者との長期の接触がある者その他の結核感染の疑いのある者

4 料金

- (1) 成人用23価肺炎球菌感染症予防接種については、自己負担金 3,000円
- (2) それ以外の予防接種については、無料
- (3) 接種当日に、奈良市に住民登録のない者や予防接種の対象者の範囲に含まれない者は有料（全額負担）

5 長期療養児

長期にわたり療養を必要とする疾病で厚生労働省令で定めるものにかかったこと、その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該特定疾病に係る予防接種法第5条第1項に規定する予防接種を受けることができなくなったと認められる者については、当該特別の事情がなくなった日から起算して2年、成人用肺炎球菌感染症については1年を経過する日までの間（厚生労働省令で定める特定疾病にあっては、厚生労働省令で定める年齢に達するまでの間にある場合に限る）、当該特定疾病に係る同項の政令で定める者とする。こと。（予防接種法施行令第1条の3第2項関係）

6 その他

不明な点については、奈良市保健所保健予防課に問い合わせてください。

(平成30年4月1日揭示済)

奈良市告示第206号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、奈良市都祁体育館使用料の徴収事務を委託しましたので、同条第2項の規定により次のとおり告示します。

平成30年4月1日

奈良市長 仲川元庸

- 1 委託を受けた者の所在地及び氏名
奈良市三条本町13番1号
一般財団法人 奈良市総合財団
理事長 津山 恭之
- 2 委託した事務の範囲
奈良市都祁体育館使用料の徴収事務
- 3 委託した期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
(平成30年4月1日揭示済)

奈良市告示第207号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託しましたので、同条第2項の規定により告示します。

平成30年4月1日

奈良市長 仲川元庸

- 1 委託を受けた者の所在地及び氏名
奈良市中院町21番地
地域活性化局共同体
代表 藤丸 正明
- 2 委託した事務の範囲
針テラス情報館使用料の徴収事務
- 3 委託の期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
(平成30年4月1日揭示済)

奈良市告示第208号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託しましたので、同条第2項の規定により告示します。

平成30年4月1日

奈良市長 仲川元庸

- 1 委託を受けた者の所在地及び氏名
奈良市柳生町155番地の1
柳生観光協会
会長 三浦 孝造
- 2 委託した事務の範囲
旧柳生藩家老屋敷使用料の徴収事務
柳生観光駐車場使用料の徴収事務
- 3 委託の期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
(平成30年4月1日揭示済)

奈良市告示第209号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により奈良市都祁交流センター使用料の徴収事務を委託しましたので、同条第2項の規定により次のとおり告示します。

平成30年4月1日

奈良市長 仲川元庸

- 1 委託を受けた者の所在地及び氏名
奈良市三条本町13番1号
一般財団法人 奈良市総合財団
理事長 津山 恭之
- 2 委託した事務の範囲
奈良市都祁交流センター施設使用料、備品使用料の徴収事務
- 3 委託した期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
(平成30年4月1日揭示済)

奈良市告示第210号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務の委託をしたので、

同条第2項の規定により告示します。

平成30年4月1日

奈良市長 仲川元庸

受託者	徴収事務	委託の期間
奈良市三条本町13番1号 一般財団法人奈良市総合財団 理事長 津山 恭之	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良市緑ヶ丘球場使用料 ・奈良市西部生涯スポーツセンター体育館使用料 ・奈良市青山プール使用料 ・奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール使用料 ・奈良市黒谷コート使用料 ・奈良市平城第一コート使用料 ・奈良市平城第二コート使用料 ・奈良市青山コート使用料 ・奈良市佐保山コート使用料 ・奈良市西部生涯スポーツセンターコート使用料 ・奈良市黒谷球技場使用料 ・奈良市平城第一球技場使用料 ・奈良市平城第二球技場使用料 ・奈良市中ノ川球技場使用料 ・奈良市奈良阪球技場使用料 ・奈良市登美ヶ丘球技場使用料 ・奈良市西部生涯スポーツセンター球技場使用料 ・奈良市西部生涯スポーツセンターゲートボール場使用料 ・奈良市西部生涯スポーツセンタークラブハウス使用料 	平成30年4月1日から 平成33年3月31日まで
奈良市三条本町13番1号 一般財団法人奈良市総合財団 理事長 津山 恭之	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良市都祁生涯スポーツセンターコート使用料 ・奈良市都祁生涯スポーツセンター球技場使用料 ・奈良市都祁生涯スポーツセンター多目的コート使用料 ・奈良市都祁生涯スポーツセンタークラブハウス使用料 	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで

(平成30年4月1日揭示済)

指定自立支援医療機関として下記のとおり指定したので、
同法第69条第1号の規定に基づき告示します。

平成30年4月2日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第211号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する

指定年月日	医療機関名	所在地	開設者氏名
平成30年4月1日	南山堂薬局 奈良本店	奈良市七条西町二丁目897番地の1	株式会社 南山堂 代表取締役 新庄 正志

(平成30年4月2日揭示済)

4 調査期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(平成30年4月2日揭示済)

奈良市告示第212号

国土調査を行うので、国土調査法（昭和26年法律第180号）第7条の規定により次のとおり公示する。

平成30年4月2日

奈良市長 仲川元庸

- 1 事業計画が決定された年月日
平成30年4月1日
- 2 調査を実施する者の名称
奈良市
- 3 調査地域
奈良市都祁吐山町の一部の地域

奈良市告示第213号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、
同条第2項の規定により告示します。

平成30年4月2日

奈良市長 仲川元庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市三条本町13番1号 一般財団法人奈良市総合財団 理事長 津山 恭之	ならまちセンター施設使用料
	ならまちセンター備品使用料
	ならまちセンター駐車場使用料
	音声館施設使用料
	音声館備品使用料
	なら100年会館施設使用料
	なら100年会館備品使用料
	奈良市美術館展示室使用料
	北部会館市民文化ホール施設使用料
	北部会館市民文化ホール附属設備使用料
奈良市三条本町8番1号 奈良市市街地開発株式会社 取締役社長 津山 恭之	なら100年会館駐車場使用料
埼玉県さいたま市浦和区仲町一丁目12番1号 日本環境マネジメント株式会社 代表取締役 片山 安茂	西部会館市民ホール施設使用料
	西部会館市民ホール附属設備使用料

2 委託の期間

委託の期間	徴収事務
平成30年4月1日から平成33年3月31日まで	ならまちセンター施設使用料
	ならまちセンター備品使用料
	ならまちセンター駐車場使用料
	音声館施設使用料
	音声館備品使用料
	なら100年会館施設使用料
	なら100年会館備品使用料
	奈良市美術館展示室使用料
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	なら100年会館駐車場使用料
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで	北部会館市民文化ホール施設使用料
	北部会館市民文化ホール附属設備使用料
	西部会館市民ホール施設使用料
	西部会館市民ホール附属設備使用料

(平成30年4月2日揭示済)

奈良市告示第214号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定しましたので、同法第51条第1号の規定に基づき告示します。

平成30年4月2日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定年月日 平成30年4月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910102769	合同会社カ レージハブ	541-0045	大阪府大阪市中央 区道修町一丁目3 番6号201号	元氣の里 太 陽	630-8127	奈良県奈良市三条 添川町1-5-2	就労移行支援 就労継続支援 B型
2910101951	特定非営利 活動法人奈 良県社会就 労事業振興 センター	630-8114	奈良県奈良市芝辻 町二丁目11番16号 圭真ビル102	office K	630-8114	奈良県奈良市芝辻 町二丁目11番16号 圭真ビル102・103	生活介護
2910102793	特定非営利 活動法人あ ず	631-0818	奈良県奈良市西大 寺赤田町一丁目5 番53号	りべるて	631-0817	奈良県奈良市西大 寺北町4-3-6	生活介護
2910102801	特定非営利 活動法人あ ず	631-0818	奈良県奈良市西大 寺赤田町一丁目5 番53号	ショートス テイ・ノイ エ	631-0818	奈良県奈良市西大 寺赤田町一丁目5 番53号	短期入所
2920100340	特定非営利 活動法人あ ず	631-0818	奈良県奈良市西大 寺赤田町一丁目5 番53号	グループホ ーム・ノイ エ	631-0818	奈良県奈良市西大 寺赤田町一丁目5 番53号	共同生活援助
2910102777	一般社団法 人アーク・ ケア	631-0062	奈良県奈良市帝塚 山五丁目7番14号	アークケア サポート富 雄	631-0062	奈良県奈良市帝塚 山五丁目7番14号	居宅介護 重度訪問介護
2920100332	株式会社ピ ース	639-1013	奈良県大和郡山市 朝日町6番3号	グループホ ームピース	630-8441	奈良県奈良市神殿 町605番地の1	共同生活援助
2910102785	株式会社セ ルポート	630-8115	奈良県奈良市大宮 町四丁目266番地の 1三和大宮ビル401 号	セルポート	630-8115	奈良県奈良市大宮 町四丁目266番地の 1三和大宮ビル401 号	就労移行支援

(平成30年4月2日掲示済)

奈良市告示第215号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号

1 指定年月日 平成30年4月1日

に規定する指定特定相談支援事業者を指定しましたので、同法第51条の30第2項第1号の規定に基づき告示します。

平成30年4月2日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2930100777	一般社団法 人アーク・ ケア	631-0062	奈良県奈良市帝塚 山五丁目7番14号	アークケア サポート富 雄	631-0062	奈良県奈良市帝塚 山五丁目7番14号	計画相談支援

(平成30年4月2日掲示済)

奈良市告示第216号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者を指定しましたので、同法第24条の37第1号の規定に基づき告示します。

平成30年4月2日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 平成30年4月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2970101594	一般社団法人アーク・ケア	631-0062	奈良県奈良市帝塚山五丁目7番14号	アークケアサポート富雄	631-0062	奈良県奈良市帝塚山五丁目7番14号	障害児相談支援

(平成30年4月2日揭示済)

奈良市告示第217号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項に規定

1 指定年月日 平成30年4月1日

する指定一般相談支援事業者を指定しましたので、同法第51条の30第1項第1号の規定に基づき告示します。

平成30年4月2日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2930100397	社会福祉法人寧楽ゆいの会	631-0842	奈良県奈良市菅原町48番地	相談支援事業所歩っと	630-8244	奈良県奈良市三条町512番地の3 202	地域移行支援
2930100777	一般社団法人アーク・ケア	631-0062	奈良県奈良市帝塚山五丁目7番14号	アークケアサポート富雄	631-0062	奈良県奈良市帝塚山五丁目7番14号	地域移行支援 地域定着支援

(平成30年4月2日揭示済)

奈良市告示第218号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する

1 廃止年月日 平成30年3月31日

指定障害福祉サービス事業者を廃止しましたので、同法第51条第2号の規定に基づき告示します。

平成30年4月2日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910102173	株式会社プロパティ・ケア	533-0033	大阪府大阪市東淀川区東中島一丁目18番22号	ハッピースタッフ奈良新大宮	630-8115	奈良県奈良市大宮町六丁目6番地の1 アルファコート204号室	同行援護
2910101704	ヒューマンヘリテージ株式会社	630-8115	奈良県奈良市大宮町七丁目1番67号	暮らしの応援ステーションそーら	630-8013	奈良県奈良市三条大路二丁目520-3	同行援護
2910101803	株式会社ハッピーライフ	630-8013	奈良県奈良市三条大路一丁目10番50号 協栄ビル201号	障害福祉サービス ハッピーライフ	630-8013	奈良県奈良市三条大路一丁目10番50号 協栄ビル201号	同行援護
2910100987	株式会社ニチイ学館	101-8688	東京都千代田区神田駿河台2-9	ニチイケアセンター大和西大寺	631-0842	奈良県奈良市菅原町166番地の1	同行援護
2910100995	株式会社ニチイ学館	101-8688	東京都千代田区神田駿河台2-9	ニチイケアセンター奈良	630-8115	奈良県奈良市大宮町二丁目1番地の35	同行援護
2910101290	株式会社ニチイ学館	101-8688	東京都千代田区神田駿河台2-9	ニチイケアセンター東九条	630-8144	奈良県奈良市東九条町754番地の4	同行援護

2910102637	合同会社カ レージハブ	541-0045	大阪府大阪市中央 区道修町一丁目3 番6号201号	元氣の里 青 空	630-8127	奈良県奈良市三条 添川町2番8号 KBKビル3F	就労移行支援
2910101746	ていくあい 有限公司	631-0065	奈良県奈良市鳥見 町二丁目19番地の 2号	かぐや姫	631-0065	奈良県奈良市鳥見 町二丁目19番地の 2号	同行援護
2910100953	社会医療法 人平和会	631-0818	奈良県奈良市西大 寺赤田町一丁目7 番地1号	リベルテ	631-0817	奈良県奈良市西大 寺北町四丁目3番 6号	生活介護
2910102504	社会医療法 人平和会	631-0818	奈良県奈良市西大 寺赤田町一丁目7 番地の1	ショートス テイ ノイ エ	631-0818	奈良県奈良市西大 寺赤田町一丁目5 番地の53	短期入所
2920100290	社会医療法 人平和会	631-0818	奈良県奈良市西大 寺赤田町一丁目7 番地の1	グループホ ーム ノイ エ	631-0818	奈良県奈良市西大 寺赤田町一丁目5 番地の53	共同生活援助

(平成30年4月2日揭示済)

奈良市告示第219号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号
1 廃止年月日 平成30年3月31日

に規定する指定特定相談支援事業者を廃止しましたので、
同法第51条の30第2項第2号の規定に基づき告示します。
平成30年4月2日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2930100348	社会福祉法 人奈良市社 会福祉協議 会	630-8454	奈良県奈良市杏町 79番地の4	社会福祉法 人奈良市社 会福祉協議 会総合福祉 センター事 業所	631-0801	奈良県奈良市左京 五丁目3番地の1	障害児相談支 援

(平成30年4月2日揭示済)

奈良市告示第220号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項
1 廃止年月日 平成30年3月31日

第1号に規定する指定障害児相談支援事業者を廃止しまし
たので、同法第24条の37第2号の規定に基づき告示します。
平成30年4月2日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2970100067	特定非営利 活動法人み つわ会	630-8441	奈良県奈良市神殿 町630番地の6	みつわ会相 談支援セン ター	630-8441	奈良県奈良市神殿 町630番地の6	障害児相談支 援

(平成30年4月2日揭示済)

奈良市告示第221号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する
指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設を指
定（更新）しましたので、同法第51条第1号の規定に基づ
き告示します。

平成30年4月2日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業者名称	郵便番号	事業者住所	事業所名称	郵便番号	事業所住所	サービス種類	指定更新年月日	指定有効期限
2910101746	ていくあい 有限会社	631-0065	奈良県奈良市 鳥見町二丁目 19番地の2	かぐや姫	631-0065	奈良県奈良市 鳥見町二丁目 19番地の2	居宅介護	平成30年 4月1日	平成36年 3月31日
2910101746	ていくあい 有限会社	631-0065	奈良県奈良市 鳥見町二丁目 19番地の2	かぐや姫	631-0065	奈良県奈良市 鳥見町二丁目 19番地の2	重度訪問 介護	平成30年 4月1日	平成36年 3月31日
2910101746	ていくあい 有限会社	631-0065	奈良県奈良市 鳥見町二丁目 19番地の2	かぐや姫	631-0065	奈良県奈良市 鳥見町二丁目 19番地の2	行動援護	平成30年 4月1日	平成36年 3月31日
2910101704	ヒューマン ヘリテージ 株式会社	630-8115	奈良県奈良市 大宮町七丁目 1番67号	暮らしの応 援ステーシ ョンソーラ	630-8013	奈良県奈良市 三条大路2- 520-3	居宅介護	平成30年 4月1日	平成36年 3月31日
2910101704	ヒューマン ヘリテージ 株式会社	630-8115	奈良県奈良市 大宮町七丁目 1番67号	暮らしの応 援ステーシ ョンソーラ	630-8013	奈良県奈良市 三条大路2- 520-3	重度訪問 介護	平成30年 4月1日	平成36年 3月31日
2910101704	ヒューマン ヘリテージ 株式会社	630-8115	奈良県奈良市 大宮町七丁目 1番67号	暮らしの応 援ステーシ ョンソーラ	630-8013	奈良県奈良市 三条大路2- 520-3	同行援護	平成30年 4月1日	平成36年 3月31日
2910100458	医療法人財 団北林厚生 会	630-8044	奈良県奈良市 六条西四丁目 6番3号	サポートセ ンター夢	630-8044	奈良県奈良市 六条西四丁目 6番3号	生活介護	平成30年 4月1日	平成36年 3月31日
2910100458	医療法人財 団北林厚生 会	630-8044	奈良県奈良市 六条西四丁目 6番3号	サポートセ ンター夢	630-8044	奈良県奈良市 六条西四丁目 6番3号	宿泊型自 立訓練	平成30年 4月1日	平成36年 3月31日
2910100458	医療法人財 団北林厚生 会	630-8044	奈良県奈良市 六条西四丁目 6番3号	サポートセ ンター夢	630-8044	奈良県奈良市 六条西四丁目 6番3号	自立訓練 (生活訓 練)	平成30年 4月1日	平成36年 3月31日
2910101688	社会福祉法 人ならのは	631-0804	奈良県奈良市 神功四丁目25 番地の9	ならのは福 祉作業所	631-0804	奈良県奈良市 神功四丁目25 番地の9	就労継続 支援(B 型)	平成30年 4月1日	平成36年 3月31日
2910100722	社会福祉法 人バルツァ 事業会	630-8425	奈良県奈良市 鹿野園町1000 番地の1	バルツァ・ ゴードル	630-8425	奈良県奈良市 鹿野園町1000 番地の1	療養介護	平成30年 4月1日	平成36年 3月31日
2910100714	社会福祉法 人史明会	630-2192	奈良県奈良市 鹿野園町1584 番地の2	障害者支援 施設ボイス	630-8425	奈良県奈良市 鹿野園町1584 番地の2	生活介護	平成30年 4月1日	平成36年 3月31日
2910100714	社会福祉法 人史明会	630-2192	奈良県奈良市 鹿野園町1584 番地の2	障害者支援 施設ボイス	630-8425	奈良県奈良市 鹿野園町1584 番地の2	施設入所 支援	平成30年 4月1日	平成36年 3月31日
2910100516	社会福祉法 人東大寺福 祉事業団	630-8211	奈良県奈良市 雑司町406番地 の1	東大寺光明 園	630-8111	奈良県奈良市 雑司町406番地 の1	療養介護	平成30年 4月1日	平成36年 3月31日
2910101738	社会福祉法 人東大寺福 祉事業団	630-8211	奈良県奈良市 雑司町406番地 の1	東大寺福祉 療育病院 華の明	630-8111	奈良県奈良市 雑司町406番地 の1	生活介護	平成30年 4月1日	平成36年 3月31日
2910101712	社会福祉法 人奈良県手 をつなぐ育 成会	635-0154	奈良県高市郡 高取町観覚寺 1382	野の花舎	630-8222	奈良県奈良市 餅飯殿町40番 地	生活介護	平成30年 4月1日	平成36年 3月31日

2910101753	社会福祉法人奈良市社会福祉協議会	630-8454	奈良県奈良市杏町79番地の4	生活介護みどりの家	631-0801	奈良県奈良市左京五丁目3番地の1	生活介護	平成30年4月1日	平成36年3月31日
2910101696	社会福祉法人寧楽ゆいの会	631-0842	奈良県奈良市菅原町48番地	さわやぎ	631-0842	奈良県奈良市菅原町48番地	生活介護	平成30年4月1日	平成36年3月31日
2910101696	社会福祉法人寧楽ゆいの会	631-0842	奈良県奈良市菅原町48番地	さわやぎ	631-0842	奈良県奈良市菅原町48番地	就労継続支援(B型)	平成30年4月1日	平成36年3月31日
2910101720	独立行政法人国立病院機構奈良医療センター	630-8053	奈良県奈良市七条二丁目789番地	独立行政法人国立病院機構奈良医療センター	630-8053	奈良県奈良市七条二丁目789番地	療養介護	平成30年4月1日	平成36年3月31日
2910101720	独立行政法人国立病院機構奈良医療センター	630-8053	奈良県奈良市七条二丁目789番地	独立行政法人国立病院機構奈良医療センター	630-8053	奈良県奈良市七条二丁目789番地	短期入所	平成30年4月1日	平成36年3月31日
2910101860	奈良県	630-8501	奈良県奈良市登大路町30番地	奈良県立登美学園	631-0043	奈良県奈良市菅野台2番43号	生活介護	平成30年4月1日	平成36年3月31日
2910101860	奈良県	630-8501	奈良県奈良市登大路町30番地	奈良県立登美学園	631-0043	奈良県奈良市菅野台2番43号	施設入所支援	平成30年4月1日	平成36年3月31日

(平成30年4月2日揭示済)

奈良市告示第222号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号

に規定する指定特定相談支援事業者を指定(更新)しましたので、同法第51条の30第2項第1号の規定に基づき告示します。

平成30年4月2日

奈良市長 仲川 元庸

事業所番号	事業者名称	郵便番号	事業者住所	事業所名称	郵便番号	事業所住所	サービス種類	指定更新年月日	指定有効期限
2930100413	医療法人財団北林厚生会	630-8044	奈良県奈良市六条西四丁目6番3号	相談支援事業所 夢	630-8044	奈良県奈良市六条西四丁目6番3号	計画相談支援	平成30年4月1日	平成36年3月31日
2930100421	社会医療法人平和会	631-0818	奈良県奈良市西大寺赤田町一丁目7番1号	相談支援事業所 リベルテ	631-0818	奈良県奈良市西大寺赤田町一丁目4番13号河辺ハイライフコーポ107号	計画相談支援	平成30年4月1日	平成36年3月31日
2930100330	社会福祉法人ならやま会	630-8104	奈良県奈良市奈良阪町2532番地の3	相談支援センターこすもす	630-8104	奈良県奈良市奈良阪町2292番地の2	計画相談支援	平成30年4月1日	平成36年3月31日
2930100371	社会福祉法人バルツァ事業会	630-8425	奈良県奈良市鹿野園町1000番地の1	バルツァ・ゴードル	630-8425	奈良県奈良市鹿野園町1000番地の1	計画相談支援	平成30年4月1日	平成36年3月31日
2930100363	社会福祉法人わたぼうしの会	630-8044	奈良県奈良市六条西三丁目25番4号	たんぼぼ相談支援センター	630-8044	奈良県奈良市六条西三丁目25番4号	計画相談支援	平成30年4月1日	平成36年3月31日
2930100355	社会福祉法人東大寺福祉事業団	630-8211	奈良県奈良市雑司町406番地の1	東大寺福祉療育病院	630-8211	奈良県奈良市雑司町406番地の1	計画相談支援	平成30年4月1日	平成36年3月31日

2930100439	社会福祉法人奈良市社会福祉協議会	630-8454	奈良県奈良市杏町79番地の4	社会福祉法人奈良市社会福祉協議会奈良事業所	630-8454	奈良県奈良市杏町79番地の4	計画相談支援	平成30年4月1日	平成36年3月31日
2930100397	社会福祉法人寧楽ゆいの会	631-0842	奈良県奈良市菅原町48番地	相談支援事業所 歩つと	630-8244	奈良県奈良市三条町512-3-202	計画相談支援	平成30年4月1日	平成36年3月31日
2930100322	社会福祉法人宝山寺福祉事業団	630-0257	奈良県生駒市元町二丁目14-8	仔鹿園相談支援センター	630-8424	奈良県奈良市古市町1番地の2	計画相談支援	平成30年4月1日	平成36年3月31日
2930100405	特定非営利活動法人みつわ会	630-8441	奈良県奈良市神殿町630番地の6	みつわ会相談支援センター	630-8441	奈良県奈良市神殿町630番地の6	計画相談支援	平成30年4月1日	平成36年3月31日
2930100314	有限会社やまびこ	631-0806	奈良県奈良市朱雀五丁目3番地の10	グットライフ	631-0806	奈良県奈良市朱雀五丁目3番地の10	計画相談支援	平成30年4月1日	平成36年3月31日

(平成30年4月2日揭示済)

奈良市告示第223号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者を指定（更

新）しましたので、同法第24条の37第1号の規定に基づき告示します。

平成30年4月2日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業者名称	郵便番号	事業者住所	事業所名称	郵便番号	事業所住所	サービス種類	指定更新年月日	指定有効期限
2970100026	社会福祉法人ならやま会	630-8104	奈良県奈良市奈良阪町2532-3	相談支援センターこすもす	630-8104	奈良県奈良市奈良阪町2292番地の2	障害児相談支援	平成30年4月1日	平成36年3月31日
2970100075	社会福祉法人わたぼうしの会	630-8044	奈良県奈良市六条西三丁目25-4	たんぼぼ相談支援センター	630-8044	奈良県奈良市六条西三丁目25-4	障害児相談支援	平成30年4月1日	平成36年3月31日
2970100083	社会福祉法人東大寺福祉事業団	630-8211	奈良県奈良市雑司町406-1	東大寺福祉療育病院	630-8211	奈良県奈良市雑司町406-1	障害児相談支援	平成30年4月1日	平成36年3月31日
2970100091	社会福祉法人宝山寺福祉事業団	630-0257	奈良県生駒市元町二丁目14-8	仔鹿園相談支援センター	630-8424	奈良県奈良市古市町1-2	障害児相談支援	平成30年4月1日	平成36年3月31日
2970100042	有限会社やまびこ	631-0806	奈良県奈良市朱雀五丁目3番地の10	グットライフ	631-0806	奈良県奈良市朱雀五丁目3番地の10	障害児相談支援	平成30年4月1日	平成36年3月31日

(平成30年4月2日揭示済)

奈良市告示第224号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する

指定自立支援医療機関の指定辞退につき、同法第69条第3号の規定に基づき告示します。

平成30年4月2日

奈良市長 仲川元庸

指定辞退年月日	医療機関名	所在地	開設者氏名	指定辞退する医療の種類
平成30年3月31日	医療法人新生会総合病院 高の原中央病院	奈良市右京一丁目3番地の3	医療法人新生会 理事長 齊藤 正幸	心臓脈管外科に関する医療

(平成30年4月2日揭示済)

奈良市告示第225号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師の辞退につき、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定によ

り告示します。
平成30年4月2日

奈良市長 仲川元庸

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目 (障害名)	辞退年月日
桑 俊之	くめ耳鼻咽喉科	奈良市朱雀一丁目5番地の15	耳鼻咽喉科 (聴覚障害・平衡機能障害・音声機能障害・言語機能障害・そしゃく機能障害)	平成30年3月31日

(平成30年4月2日揭示済)

指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき告示します。

平成30年4月2日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第226号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項に規定する

指定年月日	医療機関名	所在地	開設者氏名
平成30年4月1日	ひだまり薬局 田原店	奈良市此瀬町357番地の1	株式会社あっとほうむ 代表取締役 吉谷 淳至

(平成30年4月2日揭示済)

指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき告示します。

平成30年4月2日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第227号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項に規定する

指定年月日	医療機関名	所在地	開設者氏名
平成30年4月1日	さくら薬局 奈良総合 医療センター前店	奈良市石木町634番地の1	クラフト株式会社 代表取締役 大塚 吉史

(平成30年4月2日揭示済)

施行細則(昭和62年奈良市規則第29号)第3条の規定により告示します。

平成30年4月3日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第228号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師の辞退につき、奈良市身体障害者福祉法

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	障害名	辞退年月日
大萩 豊	医療法人康仁会 西の京病院	奈良市六条町102番地の1	視覚障害	平成30年3月30日
岡本 全弘	医療法人康仁会 西の京病院	奈良市六条町102番地の1	視覚障害	平成30年3月30日
奥村 啓之	医療法人康仁会 西の京病院	奈良市六条町102番地の1	心臓機能障害	平成30年3月30日
葛城 良昌	医療法人康仁会 西の京病院	奈良市六条町102番地の1	視覚障害	平成30年3月30日
佐道 三郎	医療法人康仁会 西の京病院	奈良市六条町102番地の1	ぼうこう又は直腸機能障害	平成30年3月30日
西 智	医療法人康仁会 西の京病院	奈良市六条町102番地の1	視覚障害	平成30年3月30日
福井 義尚	医療法人康仁会 西の京病院	奈良市六条町102番地の1	じん臓機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害	平成30年3月30日
小紫 裕介	医療法人康仁会 西の京病院	奈良市六条町102番地の1	視覚障害	平成30年3月30日
康 天志	医療法人康仁会 西の京病院	奈良市六条町102番地の1	呼吸器機能障害	平成30年3月30日

(平成30年4月3日揭示済)

奈良市告示第229号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成30年4月3日

奈良市長 仲川元庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目1番43号 ミディ総合管理株式会社 代表取締役社長 藤木 剛一	奈良市中筋自転車駐車場、奈良市高の原第一自転車駐車場、奈良市高の原第二自転車駐車場、奈良市高の原第三自転車駐車場及び奈良市高の原第四自転車駐車場の使用料

2 委託の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

(平成30年4月3日揭示済)

奈良市告示第230号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成30年4月3日

奈良市長 仲川元庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市八条一丁目790番地の1 公益社団法人 奈良市シルバー人材センター 理事長 津山 恭之	放置自転車等移動手数料 放置自転車等保管手数料

2 委託の期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(平成30年4月3日揭示済)

奈良市告示第231号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成30年4月3日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	奈良市芝辻町四丁目6番6
申請者氏名	オーエスハウジング株式会社 代表取締役 大奥 英次
道路の位置	奈良市西木辻町351番1、352番1、同番2、353番1及び同番2の各一部
道路の幅員	最大4.51m 最小4.51m
道路の延長	37.07m
指定年月日	平成30年4月3日
指定番号	第H2909号

(平成30年4月3日揭示済)

奈良市告示第232号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年4月3日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成30年4月3日

3 移動対象区域

近鉄菖蒲池駅周辺、近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288番地の1
奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

告示日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先 奈良市市民生活部 交通政策課

電話0742-34-1111代表

(平成30年4月3日揭示済)

奈良市告示第233号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年4月4日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成30年4月4日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺、JR奈良駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成30年4月4日掲示済)

奈良市告示第234号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成30年4月5日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	磯城郡川西町大字結崎624番地の3
申請者氏名	有限会社 You&Iコーポレーション 取締役 藪内 範子
道路の位置	奈良市東九条町577番1及び577番3の各一部
道路の幅員	最大4.50m 最小4.50m
道路の延長	35.155m
指定年月日	平成30年4月5日
指定番号	第H2824号

(平成30年4月5日掲示済)

奈良市告示第235号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条第4項の規定により告示します。

平成30年4月5日

奈良市長 仲川元庸

次のよう省略

(平成30年4月5日掲示済)

奈良市告示第236号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）用途地域を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に

より次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成30年4月6日

奈良市長 仲川元庸

- 1 変更に係る都市計画の種類
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）用途地域
- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市二名町の一部
- 3 縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部都市計画課
- 4 縦覧期間
平成30年4月6日から平成30年4月20日まで
- 5 意見書の提出要領
この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、案の種類、意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名及び連絡先を併記した文書1通を市長あてとし、奈良市都市整備部都市計画課に平成30年4月20日までに必着するように提出してください。
(平成30年4月6日掲示済)

奈良市告示第237号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）高度地区を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成30年4月6日

奈良市長 仲川元庸

- 1 変更に係る都市計画の種類
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）高度地区
- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市二名町の一部
- 3 縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部都市計画課
- 4 縦覧期間
平成30年4月6日から平成30年4月20日まで
- 5 意見書の提出要領
この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、案の種類、意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名及び連絡先を併記した文書1通を市長あてとし、奈良市都市整備部都市計画課に平成30年4月20日までに必着するように提出してください。
(平成30年4月6日掲示済)

奈良市告示第238号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を決定するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）

第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成30年4月6日

奈良市長 仲川元庸

- 1 決定に係る都市計画の種類
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画
中登美ヶ丘五丁目西
- 2 決定に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市二名町及び中登美ヶ丘五丁目の各一部
- 3 縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部都市計画課
- 4 縦覧期間
平成30年4月6日から平成30年4月20日まで
- 5 意見書の提出要領
この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、案の種類、意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名及び連絡先を併記した文書1通を市長あてとし、奈良市都市整備部都市計画課に平成30年4月20日までに必着するように提出してください。
(平成30年4月6日揭示済)

奈良市告示第239号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成30年4月6日

奈良市長 仲川元庸

- 1 変更に係る都市計画の種類
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画
学研奈良登美ヶ丘駅西部住宅地
- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市中登美ヶ丘五丁目、中登美ヶ丘六丁目及び二名町の各一部
- 3 縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部都市計画課
- 4 縦覧期間
平成30年4月6日から平成30年4月20日まで
- 5 意見書の提出要領
この都市計画の案について意見書を提出しようとする

【居宅介護支援事業所】

事業所番号	事業所		事業者			廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	法人番号	
2970104531	奈良市朱雀五丁目16番地の15	アイ居宅介護支援センター	奈良市朱雀五丁目16番地の15	有限会社アイ	5150002003452	平成30年3月31日

者は、案の種類、意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名及び連絡先を併記した文書1通を市長あてとし、奈良市都市整備部都市計画課に平成30年4月20日までに必着するように提出してください。

(平成30年4月6日揭示済)

奈良市告示第240号

奈良市老人福祉センターの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成30年4月6日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市法蓮町1702番地の1
奈良市東福祉センター
奈良市百楽園一丁目9番13号
奈良市西福祉センター
奈良市右京一丁目1番地の4
奈良市北福祉センター
奈良市南永井町45番地の1
奈良市南福祉センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市杏町79番地の4
社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会
会長 福井 重忠
- 3 指定管理者の指定の期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 奈良市老人福祉センター条例（昭和43年奈良市条例第47号）第2条の2に規定する事業の実施に関すること。
(2) センターの使用承認及び使用制限に関すること。
(3) センターの施設及び附属施設の維持管理に関すること。
(4) その他市長が定めること。
(5) 施設等使用料の徴収に関すること。
(平成30年4月6日揭示済)

奈良市告示第241号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者を廃止しましたので、同法第85条第2号の規定により公示します。

平成30年4月9日

奈良市長 仲川元庸

(平成30年4月9日揭示済)

奈良市告示第242号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により次の都市計画事業認可に係る図書の写しの送付を受けましたので、同条第2項の規定により、次の場所で公衆の縦覧に供します。

平成30年4月9日

奈良市長 仲川元庸

- 都市計画事業の種類及び名称
大和都市計画道路事業3・4・128号 大安寺柏木線
- 縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市都市整備部都市計画課

(平成30年4月9日揭示済)

奈良市告示第243号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項、第42条の2第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業所、指定地域密着型サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定しましたので、同法第78条第1号、第78条の11第1号及び第115条の10第1号の規定により公示します。

平成30年4月10日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業所		事業者		指 定 年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2990100568	奈良市中山町7-1	リハビリライフつむぎ	奈良市中山町7-1	株式会社ファースト・イノベーション	平成30年4月1日
2970107880	奈良市左京四丁目3番6	デイサービスさきょう	奈良市北市町36番地	医療法人飯田医院	平成30年4月1日
2960197438	奈良市宝来一丁目6番8号	訪問看護ステーションあゆみ	奈良市宝来一丁目6番8号	合同会社あゆみ	平成30年4月1日
2960196257	奈良市杉ヶ町86番8号MiRA1BLDG.Ⅲ3F	訪問看護ステーション LIFE DESIGN	奈良市杉ヶ町86番8号MiRA1BLDG.Ⅲ3F	合同会社H.I.S.A	平成30年4月1日
2970107898	奈良市帝塚山五丁目7番14号	アークケアサポート富雄	奈良市帝塚山五丁目7番14号	一般社団法人 アーク・ケア	平成30年4月1日
2970107906	奈良市富雄元町一丁目20番6-301号	あいりすケアステーション	奈良市富雄元町一丁目20番6-301号	合同会社福富	平成30年4月1日
2970107864	奈良市芝辻町二丁目9番15号	リッスンデイサービスセンター新大宮	奈良市法蓮町1348番地	LISTEN株式会社	平成30年4月1日
2970107872	奈良市佐保台西町123番地	デイサービス八重桜平城	奈良市法蓮町410番地の2	株式会社八重桜	平成30年4月1日

(平成30年4月10日揭示済)

奈良市告示第244号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項

の規定により、指定地域密着型サービス事業者を指定しましたので、同法第78条の11第1号の規定により公示します。

平成30年4月10日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業所		事業者		指 定 年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2990100576	奈良市七条西町二丁目928番地	看護小規模多機能型居宅介護事業所バリエ	奈良市鹿野園町1584番地の2	社会福祉法人史明会	平成30年4月10日

(平成30年4月10日揭示済)

奈良市告示第245号

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第12条第1項の規定により、歴史的風致形成建造物を指定しましたので、次のとおり告示します。

平成30年4月10日

奈良市長 仲川元庸

- 歴史的風致形成建造物の指定番号
第5号
- 歴史的風致形成建造物の指定年月日
平成30年4月10日
- 歴史的風致形成建造物の名称
木奥家住宅 巽蔵
- 歴史的風致形成建造物の概要
巽蔵（土蔵造、二階建、切妻造、本瓦葺、東面・西面及び北面下屋付属、便所棟付属）

土地（奈良市芝新屋町17番地、西新屋町3番地1）
 5 歴史的風致形成建造物の所在地
 奈良市芝新屋町17番地
 （平成30年4月10日揭示済）

奈良市告示第246号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。
 平成30年4月10日
 奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成30年4月10日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
（平成30年4月10日揭示済）

奈良市告示第247号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有

者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。
 平成30年4月10日
 奈良市長 仲川元庸

- 1 処分の根拠
告示日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 2 処分対象自転車等の保管場所
奈良市大安寺西二丁目288番地の1
奈良市自転車等保管施設
- 3 処分年月日
平成30年4月10日
- 4 処分対象自転車等の移動年月日
平成29年9月3日、同月5日、同月7日、同月8日、同月14日、同月22日、同月26日及び同月28日
（平成30年4月10日揭示済）

奈良市告示第248号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師の辞退につき、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。
 平成30年4月11日
 奈良市長 仲川元庸

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	障害名	辞退年月日
金子 佳照	社会医療法人 松本快生会 西奈良中央病院	奈良市鶴舞西町1番15号	じん臓機能障害	平成30年 3月31日

（平成30年4月11日揭示済）

り医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。
 平成30年4月12日
 奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第249号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定によ

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
あやめ池いしい婦人科クリニック	奈良県奈良市あやめ池北一丁目32-21 メディカルコートあやめ池A204	平成30年4月1日
さくら薬局 奈良総合医療センター前店	奈良県奈良市石木町634番地1	平成30年4月1日
南山堂薬局 奈良本店	奈良県奈良市七条西町二丁目897番地の1	平成30年4月1日
薬局MCCファーマシーまほろば店	奈良県奈良市六条西四丁目6番20号1階	平成30年4月1日
ひだまり薬局 田原店	奈良県奈良市此瀬町357番地の1	平成30年4月1日
オレンジ薬局 帝塚山大学前店	奈良県奈良市三碓町2143番地の1	平成30年4月1日

（平成30年4月12日揭示済）

平成30年4月12日
 奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第250号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日	
施術所の名称	施術所の所在地			
山田 誠治		柔道整復	平成30年3月2日	
やなぎまち鍼灸整骨院	奈良県奈良市柳町22番地の1 コーポ諏訪1FA号室			
(平成30年4月12日揭示済)		施行細則(昭和62年奈良市規則第29号)第3条の規定により告示します。 平成30年4月12日 奈良市長 仲川元庸		
奈良市告示第251号				
身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師の辞退につき、奈良市身体障害者福祉法				
医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	障害名	辞退年月日
岩井 浅二	岩井整形外科	奈良市大宮町四丁目331番地の1	肢体不自由	平成30年4月11日
(平成30年4月12日揭示済)		2 変更の年月日 平成30年3月11日 (平成30年4月12日揭示済)		
奈良市告示第252号		奈良市告示第253号		
地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により秋篠早月町第一自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。 平成30年4月12日 奈良市長 仲川元庸		身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師の辞退につき、奈良市身体障害者福祉法施行細則(昭和62年奈良市規則第29号)第3条の規定により告示します。 平成30年4月13日 奈良市長 仲川元庸		
1 変更があった事項及びその内容				
変更事項	変更前	変更後		
代表者の氏名及び住所	下村 幸雄 奈良市秋篠早月町5番2号	奥畑 宏 奈良市秋篠早月町10番39号		
医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	障害名	辞退年月日
土井 康司	医療法人新生会総合病院 高の原中央病院	奈良市右京一丁目3番地の3	肢体不自由	平成30年3月31日
村西 菜苗	医療法人新生会総合病院 高の原中央病院	奈良市右京一丁目3番地の3	心臓機能障害	平成30年3月31日
山本 経尚	医療法人新生会総合病院 高の原中央病院	奈良市右京一丁目3番地の3	心臓機能障害	平成30年3月31日
合志 桂太郎	医療法人新生会総合病院 高の原中央病院	奈良市右京一丁目3番地の3	心臓機能障害	平成30年3月31日
木谷 公紀	医療法人新生会総合病院 高の原中央病院	奈良市右京一丁目3番地の3	心臓機能障害	平成30年3月31日
(平成30年4月13日揭示済)		身体障害者福祉法施行細則(昭和62年奈良市規則第29号)第3条の規定により告示します。 平成30年4月13日 奈良市長 仲川元庸		
奈良市告示第254号				
身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市				
指定日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目(障害名)
平成30年4月11日	川口 千晴	社会福祉法人 東大寺福祉事業団 東大寺福祉療育病院	奈良市雑司町406番地の1	小児科 (肢体不自由)

(平成30年4月13日揭示済)

奈良市告示第255号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市

身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

平成30年4月13日

奈良市長 仲川元庸

指定日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目 (障害名)
平成30年 4月11日	久徳 茂雄	市立奈良病院	奈良市東紀寺町一丁目 50番1号	形成外科 (肢体不自由)

(平成30年4月13日揭示済)

奈良市告示第256号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年4月13日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成30年4月13日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成30年4月13日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果を、同条第4項の規定により通知したので、次のとおり公表します。

平成30年4月2日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
 同 中 本 勝
 同 八 尾 俊 宏
 同 松 石 聖 一
 奈 監 第 69 号
 平成30年3月30日

請求人 A

奈良市監査委員 東 口 喜代一
 同 中 本 勝
 同 八 尾 俊 宏
 同 松 石 聖 一

住民監査請求の結果について（通知）

平成30年1月30日付けで提出のあった住民監査請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査した結果、その内容を次のとおり通

知します。

第1 監査対象部局

奈良市企業局経営部情報料金課、福祉部保護第一課及び保護第二課

第2 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定により証拠の提出及び陳述の機会を設け、平成30年2月26日に陳述の聴取を行った。

第3 関係職員の陳述

平成30年2月26日に経営部長、情報料金課長、情報料金課主幹、情報料金課長補佐及び保護第一課長に対し、陳述の聴取を行った。

第4 請求の要旨

請求人が請求している要旨は、次のとおりである。奈良市企業局長は下水道使用料の賦課徴収において、下記2点につき、事務の瑕疵ならびに遺漏および懈怠があるので、速やかにこれを是正されたい。

①通常生活扶助受給者は光熱水道費相当を受給されているにもかかわらず、奈良市企業局長は受給者に下水道使用料の免除措置をしており、結果的に受給者が「二重給付」を受け、「不当利得」を得ている。速やかに減免措置を廃止されたい。

②下水道使用料の賦課徴収の根拠となる公共下水道に排水する汚水量の認定捕捉・計量において、奈良市企業局長は一部で適正な汚水量の認定捕捉・計量を行えていないので、適正な下水道使用料の賦課徴収が行えていないと推測される。速やかに適正な認定捕捉・計量ができる措置を講じられたい。

・いつ、だれが、どのような財務会計上の行為を行ったのか

平成29年7月10日、同年8月9日、同年9月11日付けで行った奈良市企業局経営部情報料金課あて行政文書任意開示申出、その他の問合せにおいて得た開示情報で上記の事実が判明した。

詳しくは上記申出書（奈良市行政文書任意開示申出書の写し）および奈良市企業局経営部情報料金課等からの情報開示された文書（写し）のとおり。

ただし、当方の情報開示請求内容に沿った情報開示が部分的で、情報非開示もしくは開示拒絶とも取れる経過（事実）があるので、必ずしも請求内容と開示事実が整合していない。

・その行為は、どのような理由で違法又は不当であるのか

①については、奈良市企業局長は自らが定める内規第79号で、他に減免相当の生活扶助費を受けているにも係らず、下水道使用料を免除することは、「扶助費の二重給付」になり、結果として「不当利得」を得させていることになり、不当である。

奈良市下水道条例第39条では「管理者は公益上その他特別な理由」がある場合に下水道使用料を免除できる規定になっているが、生活扶助は個人給付であり、条例が制定目的とする公益ではなく、また公益に類似する特別な理由にもあたらない。管理者（奈良市企業局長）は条例の主旨から逸脱した不当な事務を行っている。

②については、奈良市企業局長は自らが定める内規第80号で、1ヶ月当たり500立方メートル以上の水道水等の使用がある者で、かつ公共下水道に排水しない水量が100立方メートル以上ある者を対象に、排水しない水量相当の下水道使用料を賦課徴収しない措置を行っているが、これら大量使用者の汚水排水量の認定捕捉・計量において、排出者の申告のみに頼っており、裏付け調査・確認を怠っている。

また、冷却装置やボイラーに使用する水量を全て免除にしているようであり、また使用水量の最大8割まで免除ができるようにしており、実態を逸脱した減量認定を行っている恐れがある。（冷却水やボイラー使用水は一般的に汚水にならないので、雨水管渠等を通じて河川に排水される場合は除く。）

下水道法第20条では使用料は条例で明確に定めなければならないが、かつまた差別的な取扱いを禁じているが、汚水排水量の不正確な認定は本来得べき使用料収入を逃し、かつまた一部の大量に汚水排水をしている者に「不当利得」を得させている恐れがある。

また、水道水以外の水を使用して下水道に排水している者の排水量の計量を、使用者の申告にのみ頼っており、適宜必要な範囲での調査・確認を怠っている。

・その結果、どのような損害が奈良市に生じているのか

①については、生活扶助受給者を対象に1,759名（平成27年度）に減免措置を講じており、1世帯当たり月1,500円程度の使用料収入があると仮定すると、年間3,100万円程度の損失が奈良市にある。 $1,500円 \times 12月 \times 1,759名 = 31,662,000円$

②については、具体的な損害を推定する情報開示がないので積算ができない。

・どのような措置を請求するのか

①については、奈良市企業局長は生活扶助受給者を

対象にした下水道使用料の免除措置を廃止すること。

②については、奈良市企業局長は正確な汚水排水量の把握に努め、減量認定の根拠となっている企業局内規第80号第3条各号の認定基準を見直すこと。

(1号)では、食品製造などで地下水を使用する場合、原材料などの洗浄にも使用しており、地下水の使用量は出荷製品に化体した量を上回るため、洗浄での排水が汚水で計量されているかの確認が必要である。

また、水道水を節水するためなどで地下水（温泉水）を使用する浴場などは、使用した地下水はすべてが汚水となるため、正確な計測が求められる。

(2号)では、冷却塔、ボイラーに使用する水量を、貸与したりした満管式量水器で計測した数値を報告させているが、汚水雨水合流式下水道（奈良市では大安寺第1処理分区の大部分）へ排水する場合は汚水排水量を計測しないと「減量水量：奈良市企業局がいう用水量」が判明しないので、排水量の適正な計測が必要となる。

(3号のア)では、どのような受水（補給）時の計量単位になっているのか不明だが、仮に減量認定を受けている者が1ヶ所で受水した場合、どのような業態で80パーセントもの減量が発生するのか不明だが、減量認定を受水（補給）水量の5分の4までとするのは過分ではないか。

官公庁、ホテル、大規模店舗、病院、介護施設などが空調などのため、冷却塔やボイラーに使用した排水を減量しているケースが多いようだが、水道水等（地下水を含む）の使用状態と排水状態を考慮のうえ、見直すべきではないか。

(3号のイ)では、排水側計測装置による計測事例はないとしているが、上記（2号）で必要になるのではないかと。排水時の流量計測において汚水を満管で排水する例は少なく、勾配を利用した非満管や排水路を使用するものが多い。汚水は溶融物等があるため粘性があり、側面・底面摩擦が大きく流速偏位を起し、等流・定常流にはならないため、このような場所に設置される計測装置での正確な流量把握が難しいのが実情であり、相当な知見と定期的な汚水排水状態の調査・確認が必要である。

水道水以外の水を使用して下水道に排水し受益している者の捕捉に努め、適宜、適正な下水道使用料の賦課・徴収をすること。

第5 監査対象事項

1 生活扶助費受給者に対して下水道使用料を免除することが、不当な財産の処分にあたるかどうかについて監査した。

2 下水道使用料の算定根拠となる汚水排出量の認定

方法に、不当に公金の賦課及び徴収を怠る事実にあたる点があるかどうかについて監査した。

第6 監査の結果
(事実関係)

関係職員からの陳述等による事実関係は、次のとおりである。

1 生活扶助費受給者に対する下水道使用料の免除（以下「免除」という。）について

(1) 生活扶助費は、第1類費及び第2類費によって構成され、第1類費は、飲食物費や被服費のような個人単位で算定できる生計費であり、第2類費は、家具什器費や光熱水費のような世帯共通的な経費である。生活扶助基準は、過去には第1類費及び第2類費について、最低生活を営むために必要な個々の品目の一つ一つ積み上げて基準額を設定する「マーケットバスケット方式」を採用していたが、現在は、一般国民の消費水準を勘案して基準額を設定する「水準均衡方式」を採用しているため、費目別の内訳はない。

(2) 免除制度については、奈良市下水道条例（昭和51年3月31日条例第16号。以下「条例」という。）、奈良市下水道条例施行規程（平成26年4月1日企業局管理規程第1号。以下「施行規程」という。）及び生活保護者等における下水道使用料等の徴収免除に関する要領（奈良市企業局内規第79号。以下「内規79号」という。）等において規定されており、その概要は以下のとおりである。

ア 免除目的（「生活保護による下水道使用料免除基準」平成2年4月1日施行）

生活扶助を受給している者に対して、水洗化の普及を図り、公共用水域の水質保全に資するとともに、生活扶助費受給者の生活を保障し、その自立を助長すること。

イ 免除該当事項（条例第39条及び施行規程第31条第1項第1号）

公益上その他特別の理由があると認めるときで、生活扶助の被保護者に該当する場合は徴収を免除することができる。

ウ 免除手続（条例第39条、施行規程第32条第1項及び内規79号第3条）

使用料の免除を受けようとする者は、下水道使用料等免除申請書に保護受給証明書を添付し、公営企業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

エ 免除額（条例第39条及び施行規程第31条第2項）

全額

(3) 下水道普及率及び汚水処理人口普及率（下水道に合併処理浄化槽及び農業集落排水施設等を含めた普及率）の状況は次表のとおりとなっている。

年度	下水道普及率	汚水処理人口普及率	備考
平成28年度末	91.2% (78.3%)	95.1% (90.4%)	括弧内は全国平均
昭和59年度末	47.90%	未公表	1(1)「水準均衡方式」導入年度

2 汚水排出量の認定について

(1) 汚水排出量の認定については、条例、施行規程及び製水業その他管理者が認める営業等の汚水排水量認定に関する要領（奈良市企業局内規第80号。以下「内規80号」という。）において規定されており、その概要は以下のとおりである。

ア 水道水以外の水（条例第19条第1項第2号及び施行規程第18条第2項第1号）

汚水排出量は、水道水の計量装置（以下「メーター」という。）と同種又は類似のメーターにより管理者が認定する。

イ 製水業その他管理者が認める業を営む場合（条例第19条第2項、施行規程第18条第7項並びに内規80号第2条及び第3条）

当該営業に伴い使用する水の量が汚水排水量と著しく異なるときは、管理者は、当該営業を営む者の申告により汚水排水量を認定することができる。

・製水、酒造等（以下「酒造等」という。）

製品化するための営業用水であり、出荷量等から算出した水量を、下水道へ排出されない水量（以下「用水量」という。）とし、使用水量から用水量を減じて得た水量を汚水排水量と認定することができる。

・冷却塔、ボイラー（以下「冷却塔等」という。）

1か月の平均使用量が500㎡以上あり、かつ、用水量が1か月当たり100㎡以上ある事業所で、メーターの計量による水量を用水量とし、使用水量から用水量を減じて得た水量を汚水排水量と認定することができる。なお、用水量の認定については、補給水量の5分の4としている。

(2) 水道水以外の水又は冷却塔等における補給水の使用者から、公共下水道使用開始等届等が提出された際には、企業局は現地調査を行い、平面図及び給排水系統図等の図面と現地の施工状況、計量法第72条及び同施行令第18条に基づくメーターの検定証印及び初期値の確認を行っている。なお、メーターは全て羽根車式（請求人のいう「満管式」をいう。以下同じ。）である。

(3) 使用者から、水道水以外の水における井戸水等検針申告書又は冷却塔等における汚水排水量認定申告書が提出された際には、企業局は、申告され

た使用量と過去の使用量の比較を行った上で認定し、異常が認められる場合には再計量の依頼や使用者の同意を得て現地調査を行うなど、必要な措置を講じている。なお、他の中核市も全て本市と同じ申告制を採用している。

(4) 排水側メーターについては現在5件設置されているが、いずれも羽根車式ではなく、電磁式メーター又は超音波式メーター（以下「電磁式メーター等」という。）であり、(2)と同様に検定証印等の確認を行っている。なお、電磁式メーター等の長所は、液体の温度、圧力、密度、粘度に影響されず、混入物等を含む計量が可能であること、短所は、導電率の低い液体は検出が困難であること及び羽根車式に比べコストが高いことである。

(5) (1)イの冷却塔等の減量認定を補給水量の5分の4（80%）としていることについては以下のとおりである。

冷却塔等の性質上、機器内の水は循環し続けているが、一部蒸発等によって減少した水量を補給する必要がある。補給水量は、専門書を参考に、「汚水排出量の減量認定に関する事務処理基準」において、循環水量全体の1.44%（蒸発水量等1.14%及び汚水排出量0.3%）としている。その補給水量を100%とした場合、下水道へ排出される汚水排出量は約20%（注）となることから、補給水量のうち下水道へ排出されない残りの80%（蒸発水量等）を減量認定している。

$$\text{(注) 汚水排出量} = \frac{0.3\%}{1.44\%} \div \frac{20.8\%}{100\%} \doteq 20\%$$

(6) 酒造等における汚水排出量については、施行規程第18条第7項の規定により、算定の根拠となる書類（出荷量等）の添付を受け、確認の上認定している。

（監査委員の判断）

1 免除について

請求人は、生活扶助費受給者が光熱水道費相当を受給しているにもかかわらず、企業局が免除措置を行っていることは、二重給付となり不当であり、また、当該免除は「公益上その他特別の理由があると認めるとき」には該当せず、条例の趣旨を逸脱していると主張しているため、これらについて判断する。

生活扶助費に光熱水費が含まれることについては、事実関係1(1)のとおり疑いの余地はないが、光熱水費に下水道使用料が含まれるかどうかについては以下のとおりであった。

生活扶助費の第2類費のうち下水道使用料相当額と実際の免除額との関係を確認しようとしたところ、生活扶助費は、事実関係1(1)のとおり、現行の「水準均衡方式」においては積み上げ方式を採用しておらず、世帯全体として包括的に支給さ

れているものであり、実費相当分として費目別に支給されているものではないため確認することができず、明らかに二重給付であるとはいえない状況であった。

次に、免除が公益上の理由を求める条例の趣旨を逸脱しているかどうかについては以下のとおりであった。

事実関係1(3)のとおり、下水道普及率は、平成28年度末日現在で91.2%であるが、「水準均衡方式」に移行した昭和59年度末日現在では約50%と、下水道普及世帯及び未普及世帯がおおよそ半数ずつとなっており、下水道使用料を支払うことになる下水道普及世帯への負担軽減措置としての政策的配慮から免除が実施されていたものと考えられる。その後、免除の趣旨を明確にし適正な運用を図るため、事実関係1(2)アのとおり、水洗化の普及を図り、公共用水域の水質保全に資するとともに、生活扶助費受給者の生活を保障し、その自立を助長するという公益的見地から、平成2年度に基準を策定し、現在免除が実施されているところである。

これらのことから、免除は、条例第39条の規定による管理者の裁量により実施されているものであり、条例の趣旨を逸脱しているとはいえない。

以上のことから、免除措置が不当であり、市に損害を与えているとまではいえないと判断する。

2 汚水排出量の認定について

請求人は、水道水以外の水又は冷却塔等の補給水において、使用者からのメーターの申告に頼り、調査及び確認を怠っていること、また、正確な計測には排水側メーターでの確認が必要であること、さらに、冷却塔等においては80%もの減量認定が過分であることを主張しているため、これらについて判断する。

水道水以外の水又は冷却塔等の補給水における流量を計測するメーターについては、事実関係2(2)及び(4)のとおり、計量法で規定された検定証印が付されており、この検定証印は国又は自治体が認めた機関等が検定し合格したものだけに付することから信頼できるものと考えられる。また、使用者からのメーター指示数の申告については、事実関係2(3)のとおり、異常が認められる場合には使用者の同意を得て現地調査を行い、必要な措置を講じていること、さらに、条例第44条で詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者には免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科すると規定されていること、加えて、事実関係(3)のとおり、他の中核市も全て本市と同じ申告制を採用していること、これらのことから考察すると、使用者の申告により汚水排出量を認定していることが、不当であるとはいえない。

また、汚水排出量の認定は、一部の施設に設置されている排水側の電磁式メーター等を除いて、給水側に設置されている羽根車式メーターにより流量を計測している。汚水排出量の正確な計測には、排水側メーターによる捕捉が望ましいことはいうまでもないが、粘度性のある汚水量の正確な流量把握については、技術的に難しいことは請求人も認めているところであり、排水側に設置する電磁式メーター等は、液体の温度、圧力、密度、粘度に影響を受けないが、導電率が低い液体は検出が困難であること、また、羽根車式メーターに比べてコストが高いことなど総合的に判断すると、給水側の羽根車式メーターにより汚水排出量を認定していることは合理的な方法であるといえる。

さらに、冷却塔等における80%の減量認定については、事実関係2(5)のとおり、冷却塔等における汚水排出量は、循環水量全体の僅か0.3%（補給水量の約20%）であり、他市事例等も参考に基準を定めていることから過分であるとはいえない。

以上のことから、下水道使用料の算定根拠となる汚水排出量が、使用者からの申告により認定していること、給水側のメーターによる計測に基づいていること及び冷却塔等において80%の減量認定を行っていることが、使用者に不当利得を与えているとはいえないと判断する。

よって、請求人の1及び2の主張については理由がないものと判断し、本件住民監査請求を棄却する。

なお、下水道事業は平成26年度に市から企業局へ移管されているが、免除制度及び下水道使用料の徴収事務について見直しが行われていないことから、別紙のとおり管理者に対し要望を行った。

奈 監 第 68 号
平成30年3月30日

奈良市公営企業管理者 池田 修 様
奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 八 尾 俊 宏
同 松 石 聖 一

下水道使用料の賦課及び徴収について（要望）

平成30年1月30日付けで提出のあった下水道使用料の賦課及び徴収に関する住民監査請求については、請求人の主張には理由がないと判断した。

しかしながら、下水道使用料の免除制度については、生活扶助を受給している者に対して、水洗化の普及を図り、公共用水域の水質保全に資するとともに、生活扶助費受給者の生活を保障し、その自立を助長することを目的として実施されているが、本市の下水道普及率が平成28年度末日現在で91.2%（全国平均78.3%）、合併処理浄化槽及び農業集落排水施設等を含めた汚水処理人口普及率に至っては

95.1%（全国平均90.4%）と高い数値になっていることから鑑みると、所期の目的の一つは達成しつつあるといえる。

このような状況から、免除を継続すべきか否かを含め、制度のあり方全体について検討されるよう要望する。なお、検討の際には、もう一つの目的である生活扶助費受給者の生活を保障し、その自立を助長するという観点から、第三者の意見を聞くなど慎重な審議を重ねられたい。

また、汚水排出量の認定においては、企業局によるメーター検針の実施及び条例上の罰則規定の周知徹底等の事務改善策を検討されるよう要望する。

（平成30年4月2日揭示済）

奈良市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成30年4月2日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 八 尾 俊 宏
同 松 石 聖 一
奈 監 第 66 号
平成30年3月29日

奈良市長 仲川 元 庸 様
奈良市議会議長 北 良 晃 様
奈良市選挙管理委員会委員長 西久保 武 志 様
奈良市農業委員会委員長 巽 一 孝 様

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 八 尾 俊 宏
同 松 石 聖 一

定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

1 監査対象

環境部	廃棄物対策課 (衛生浄化センターを含む。)
	収集課
	環境清美工場 環境政策課
都市整備部	J R奈良駅周辺整備事務所 西大寺駅周辺整備事務所
建設部	土木管理課 道路建設課
会計契約部	契約課 技術監理課
選挙管理委員会事務局	
農業委員会事務局 (企業局)	
経営部	企業総務課 (入札室を含む。)
	情報料金課
管理部	下水道計画管理課 (工事検査室を含む。)

設計工務部 給排水課 工務第二課

2 監査期間

平成30年1月15日～同年3月29日

3 監査方法

平成29年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた平成29年11月末日現在（企業局については、同年12月末日現在）の資料に基づき、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合等を行う方法で実施した。

4 監査結果

監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部において改善を要する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

環境部

廃棄物対策課（衛生浄化センターを含む。）

(1) 衛生浄化センターの施設修繕14件について、関係書類を査閲したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 社名及び代表者印のみが押印された白紙の見積書及び完了届が保管されていた。

このような書類を徴取し、保管することは、内部統制上のリスクがあるため、厳正に対処されたい。

イ 施設修繕台帳において予定価格の記載漏れ、見積書において見積日の記載漏れ及び完了届において完了日の記載漏れなどの不備が、ほぼ全件で見受けられた。

適正に事務処理を行われたい。

ウ 汚泥二次堆肥化装置用スタッキングコンベア昇降ガイド修繕の仕様書において、修繕期間は、本契約締結の日から30日間とするとされているが、請書及び実際の修繕期間は91日間であった。また、撮影時には撮影物件の大きさ、寸法が判別できるよう箱尺、その他のスケールを添えて撮影することとされているが、箱尺等を添えて撮影された写真は提出されていなかった。

仕様書は内容を精査した上で適正に作成し、仕様書に基づいた関係書類を徴取するとともに、検収を確実にされたい。

(2) 現金実査を実施したところ、数年前に郵送にて寄付を受けた現金を、寄付目的が所管業務ではないとして課内の手提げ金庫内で保管していた事例があった。

受領した現金は寄付目的の所管課に速やかに引き渡すとともに、所属長は金庫内の保管物を把握し、管理を徹底されたい。

(3) 清掃総務費の切手類受払簿を査閲したところ、

8月以降、月末の所属長による残高等の確認印がなく、また、受払簿に記載されている切手の残枚数と実際の残枚数が一致していなかった。さらに、7月までの確認印が金額の上に押印されており、確認印であるのか訂正印であるのかわかりにくい状態であった。

このような押印では、金額訂正として利用されるリスクがあることを十分に認識されたい。また、切手類は金銭等価物であるため、所属長は、受払簿の記載内容と実際の残枚数について確認されたい。

収集課

(1) 現金実査において、一般廃棄物処理手数料の1月分領収書綴を査閲したところ、総務係長名で記名押印されていたが、実際に現金を収納していたのは、他の現金分任出納員であった。また、領収書管理台帳が作成されていなかった。

領収書には実際に現金を収納する現金分任出納員が記名押印するとともに、領収書綴は内部統制上のリスクがあるため、領収書管理台帳を作成し、受入冊数並びに使用中分及び在庫分の状況を適正に管理されたい。

(2) 収集車の給油において、あらかじめガソリンスタンドに給油伝票綴を複数冊預けており、管理表を作成しているが、記載内容に不備があったため、管理ができていない状況であった。また、給油状況を確認するため、給油伝票（納品書及び請求明細書）と運転報告書とを照合したところ、運転報告書の給油量及び走行距離等に記載漏れがあったため確認することができなかった。

平成27年度の定期監査においても同様の指摘を行ったが、このような状態では給油量や給油伝票を管理できているとはいえ、内部統制上のリスクがあるため、給油伝票綴についてはガソリンスタンドに預けるのではなく、所管課で適切に管理されたい。また、運転報告書については事実に基づき給油量及び走行距離等を正確に記載し、給油伝票と運転報告書とを照合した上で燃料費を支払われたい。

環境清美工場

破碎スクラップ、アルミスクラップ、大型鉄及び廃自転車は、有価物であるため管理台帳を作成するように、平成27年度の定期監査において指摘したが、未だ作成していなかった。

早急に管理台帳を作成し、有価物として適正に管理されたい。

都市整備部

西大寺駅周辺整備事務所

一般会計及び土地区画整理事業特別会計で購入している切手について、一冊の切手類受払簿で、会計ごとに区別することなく管理していた。

特別会計は特定の目的のために設置された会計であるため、切手類受払簿は一般会計と区別して作成し、切手類を管理されたい。

建設部

土木管理課

奈良市営J R奈良駅第1駐車場及び第2駐車場の指定管理業務の基本協定書第7条第2項には、徴収した使用料を速やかに指定金融機関等に払い込むと定められている。しかし、指定管理者は、駐車料金を精算機から週1回回収しているが、1か月分をまとめて指定金融機関に入金していた。

所管課は、基本協定書に則り、速やかに指定金融機関等に入金するよう指定管理者を指導するとともに、入金状況を適切に管理されたい。

【意見】

奈良市営J R奈良駅第1駐車場及び第2駐車場の使用料について、定期駐車券及び回数券の印刷を、徴収事務の委託先である指定管理者に任せており、在庫枚数と管理簿等との照合も行っていない。また、毎月指定管理者が作成した内部資料である報告書と収納額との照合は行っているが、精算機のジャーナル等の証憑類との照合は行っておらず、収納された金額が適正であるか確認できていなかった。

定期駐車券及び回数券の印刷発注は所管課が行い、指定管理者に渡した上で、在庫枚数を適正に管理するとともに、公金である使用料の徴収事務を委託していることを十分に認識し、収納された金額が適正であるか証憑類（ジャーナル及び管理簿等）と照合されたい。

【意見】

配電用支持物及び電気通信線路設備の設置に係る道路占用許可起案を査閲したところ、支線及び支柱の占用料については、道路占用料に関する条例第4条及び「占用料の免除に関する基準」に則って免除しているが、免除申請書を徴収していなかった。

これは、道路占用料における免除手続の規定が無く、免除申請書が作成されていないためであった。

免除手続について規定されたい。

農業委員会事務局

現金実査を実施したところ、金種表に記載されている現金残高と実際の現金が一致していなかった。

これは、金種表の記載誤りによるものであったが、このような状態では金種表と現金残高との照合、確認が行われているとはいえない。

金種表については、作成する趣旨を踏まえた上で正確に記載し、現金を管理されたい。

(企業局)

管理部

下水道計画管理課（工事検査室を含む。）

終末処理場等運転管理業務委託において、下請負については、契約書第5条に、あらかじめ発注者に書面による承諾を得た場合は、受注者が第三者に再委託又は下請負させることができる旨規定されているが、下請負の承諾行為を口頭により行っていた。

下請負については、契約書に則り書面により承諾を行われたい。

設計工務部

給排水課

汚水柵及び取付管工事の関係書類を査閲した22件のうち2件において、施工業者から提出された工事写真からは交通誘導員の実働が確認できず、発注した工事について、実施設計書どおりに安全対策が講じられたか判断できなかった。

工事の完了報告について、発注内容の履行が確認できる写真を添付させるよう施工業者を指導するとともに、適正に検収されたい。

(平成30年4月2日掲示済)

奈良市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成30年4月2日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 八 尾 俊 宏
同 松 石 聖 一

市民課

監査結果公表日 平成27年12月25日

(奈良市監査委員告示第20号)

措置結果通知日 平成30年3月8日

【監査の結果】	【措置の内容】
(1) 実査した郵便葉書と切手類受払簿とを照合したところ、切手類受払簿に記録されている郵便葉書の残枚数より実査した郵便葉書の枚数の方が多かった。また、毎月、所属長の残高等の確認の決裁も受けていなかった。郵便切手や郵便葉書は、金銭等価値物であるので、適上で、毎月、郵便葉書の残枚数も確認し、所属長の決裁を受けられたい。	(1) 監査の指摘を受けて、購入時に切手類受払簿に記入せず別に保管していた郵便葉書の残枚数を確認し、戸籍窓口係の切手類受払簿の受入高欄及び残高欄に記入しました。また、毎月、所属長に残高等の決裁を受けるようにしました。 なお、平成29年12月からは郵便葉書を使用せず、葉書用紙に職員が切手を貼る方法に変更し、切手を総務管理係の切手類受払簿1冊で管理するようにしました。

市民課

監査結果公表日 平成30年1月19日
(奈良市監査委員告示第1号)

措置結果通知日 平成30年3月8日

【監査の結果】	【措置の内容】
(4) 中長期在留者住居地届出等事務経費の切手類受払簿を査閲したところ、所属長による月末の確認印が押印されていたにもかかわらず、受払簿に記載されている切手の残枚数と実際の残枚数が一致していなかった。 切手類は、金銭等価物であることを十分に認識し、適正に管理されたい。	(4) 監査の指摘を受けて、切手類受払簿に返納の記載をせず別に保管していた切手について、切手類受払簿に記載しました。また、毎月、所属長が切手類受払簿の残枚数と実際の残枚数が一致しているか確認するなどし、管理するようにしました。

生活環境課

監査結果公表日 平成30年1月19日
(奈良市監査委員告示第1号)

措置結果通知日 平成30年3月28日

【監査の結果】	【措置の内容】
(2) 火葬場用白灯油5月分及び6月分の関係書類を査閲したところ、支出負担行為何書に記載されているリッター数と、納品伝票のリッター数の合計が一致していなかった。これは、5月請求分において、実際よりも過少となっていた数量を、6月請求分で調整していたことによるものであった。 正確な数量を記載した請求書を受領した上で、適正に会計処理を行われたい。	(2) 納品伝票と請求書のリッター数を照合して、実際の使用量と請求内容が一致していることを確認した上で、適正に会計処理を行うよう改めました。今後は納品伝票が確かな証拠であることを十分認識し、請求書の確認及び受領を行います。
(3) 施設修繕料(3件)の関係書類を査閲したところ、見積書及び完了届の提出日が記入されておらず、しかも完了届の完了日も記入されていなかった。 書類の内容を確認の上、適正に事務処理を行われたい。	(3) 見積書の提出日及び完了届の提出日並びに完了日の確認を行った上で事務処理を行うように改めました。

(平成30年4月2日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第20号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定に基づき、次のとおり宿日直窓口収納業務を委託したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

平成30年4月1日

奈良市公営企業管理者
池田 修

宿日直窓口収納業務を委託する者

奈良市芝辻町四丁目6-2
南都ビルサービス株式会社
代表取締役 田畑 晴敏

(委託期間) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(委託場所) 奈良市法華寺町264番地の1
奈良市企業局

(平成30年4月1日揭示済)

奈良市企業局告示第21号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定に基づき、次のとおり収納業務を委託したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

平成30年4月1日

奈良市公営企業管理者
池田 修

<p>収納事務</p>	<p>水道料金及び下水道使用料</p>
<p>受託者</p>	<p>東京都中央区日本橋1-1-1 国分グロースチェーン株式会社 代表取締役 横山 敏貴 神奈川県横浜市中区日本大通17番地 株式会社スリーエフ 代表取締役社長 山口 浩志 北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地 株式会社セコマ 代表取締役社長 丸谷 智保 東京都千代田区二番町8番地8 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役社長 古屋 一樹 東京都千代田区岩本町3-10-1 山崎製パン株式会社 代表取締役社長 飯島 延浩 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号 株式会社ファミリーマート 代表取締役会長 中山 勇 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665-1 株式会社ポブラ 代表取締役社長 目黒 真司 千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1 ミニストップ株式会社 代表取締役社長 藤本 明裕 東京都品川区大崎一丁目11番2号 ゲートシティ大崎イーストタワー 株式会社ローソン 代表取締役 社長 竹増 貞信</p>
<p>委託期間</p>	<p>平成30年4月1日から平成31年3月31日まで</p>
<p style="text-align: center;">(平成30年4月1日揭示済)</p> <p>奈良市企業局告示第22号 奈良市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年奈良市条例第16号）第5条の規定により、負担金の賦課対象区域を定めましたので、次のとおり告示します。 なお、関係図書は平成30年4月1日から2週間、奈良市企業局管理部下水道計画管理課に備え置いて縦覧に供します。 平成30年4月1日 奈良市公営企業管理者 池田 修</p> <p>賦課対象区域（第1負担区） 法蓮佐保山一丁目の一部 賦課対象区域（第2負担区） 法華寺町の一部 四条大路五丁目の一部 大安寺三丁目の一部 六条一丁目の一部 西大寺芝町一丁目の一部 中山町の一部 三碓一丁目の一部 賦課対象区域（第4負担区）</p>	<p>今市町の一部 三碓町の一部 二名三丁目の一部 (平成30年4月1日揭示済)</p> <p>奈良市企業局告示第23号 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2の規定に基づき、奈良市水道事業及び下水道事業に係る公金の収納及び支払いの事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関並びに収納の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関を次のとおり指定したので、地方公営企業法施行令第22条の2第3項の規定に基づき告示します。 平成30年4月1日 奈良市公営企業管理者 池田 修 奈良市水道事業及び下水道事業に係る公金の収納及び支払いの事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関並びに収納の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関の指定</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 奈良市企業局出納取扱金融機関 株式会社 南都銀行 2 奈良市企業局収納取扱金融機関

株式会社 三菱UFJ銀行
 株式会社 三井住友銀行
 株式会社 りそな銀行
 株式会社 みずほ銀行
 株式会社 近畿大阪銀行
 株式会社 関西アーバン銀行
 株式会社 第三銀行
 株式会社 中京銀行
 三菱UFJ信託銀行株式会社
 三井住友信託銀行株式会社
 大和信用金庫
 奈良信用金庫
 奈良中央信用金庫
 近畿労働金庫
 近畿産業信用組合
 株式会社 商工組合中央金庫
 奈良県農業協同組合
 株式会社 京都銀行
 京都中央信用金庫

株式会社 ゆうちょ銀行（奈良県下、大阪府下、京都府下、兵庫県下、和歌山県下及び滋賀県下に限る。）
 （平成30年4月1日揭示済）

奈良市企業局告示第24号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成30年4月2日から2週間、奈良市企業局管理部下水道計画管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成30年4月2日

奈良市公営企業管理者
池田 修

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成30年4月16日
- 2-1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市学園大和町六丁目、中山町、菅原町、あやめ池南六丁目、中町及び大森西町の各一部

2-2 供用を開始する排水施設の位置

処 理 分 区	起 点	終 点	備 考
富雄川第7処理分区	奈良市学園大和町六丁目701番26	奈良市学園大和町六丁目700番	①
佐保川第5処理分区	奈良市中山町1618番2	奈良市中山町1616	②
佐保川第10処理分区	奈良市菅原町232番25	奈良市菅原町232番32	③
佐保川第10処理分区	奈良市あやめ池南六丁目804番1	奈良市あやめ池南六丁目803番2	④
佐保川第13処理分区	奈良市中町4966番1	奈良市中町4964番2	⑤
大安寺第1処理区	J R 奈良駅周辺整備事業内	J R 奈良駅周辺整備事業内	⑥

3 公共汚水桝設置のうち、供用を開始する箇所
 奈良市 石木町634番1 (⑦)、疋田町三丁目470番44 (⑧)、疋田町二丁目711番1他1筆 (⑨)、宝来三丁目768番3他1筆 (⑩)、六条西三丁目1560番2 (⑪)、大宮町一丁目44番1の一部他1筆 (⑫)、柏木町585番4 (⑬)、菅原町674番1他3筆 (⑭)、富雄川西二丁目81番3他1筆 (⑮)、朝日町二丁目566番6 (⑯)、押熊町1292番12 (⑰)、秋篠町78番1他2筆 (⑱)、秋篠町1047番1 (⑲)、宝来町1046番1 (⑳)、疋田町五丁目441番12他1筆 (㉑)、七条一丁目540番4 (㉒)、平松五丁目560番19 (㉓)、南紀寺町四丁目116番13 (㉔)、神殿町51番2 (㉕)、東九条町678番6 (㉖)

分流式
 5 終末処理場の位置及び名称
 大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
 （平成30年4月2日揭示済）

奈良市企業局告示第25号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成30年4月12日

奈良市公営企業管理者
池田 修

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
サンキュー工房	松岡 正宏	奈良県生駒市萩原町29-6	平成30年4月6日

（平成30年4月12日揭示済）

奈良市企業局告示第26号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈

良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成30年4月12日

奈良市公営企業管理者

池田 修

名称	代表者氏名	所在地	指定日
忠和技研	代表 稲原 淳	奈良市東九条町917の2 北神101	平成30年4月6日

(平成30年4月12日揭示済)

(平成30年4月1日揭示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第9号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成30年4月1日

奈良市教育委員会
教育長 中 室 雄 俊

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市杉ヶ町23番地 公益財団法人 奈良市生涯学習財団 理事長 津山 恭之	公民館施設使用料

2 委託の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
(平成30年4月1日揭示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第5号

市街化区域内農地の転用届出に係る事務処理規程（昭和57年奈良市農業委員会告示第26号）の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年4月1日

奈良市農業委員長 巽 一 考

市街化区域内農地の転用届出に係る事務処理規程の一部を改正する規程

市街化区域内農地の転用届出に係る事務処理規程（昭和57年奈良市農業委員会告示第26号）の一部を次のように改める。

第2条中「農地部会に」を「農業委員会の総会（以下「総会」という。）に」に、「農地部会長」を「会長」に改める。

第3条（見出しを含む。）中「農地部会」を「総会」に改める。

第4条第1項中「農業委員長」を「会長」に改め、同条第3項中「農業委員長」を「会長」に改め、「農地部会又は」を削る。

第6条中「農地部会」を「総会」に改める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

奈良市農業委員会告示第6号

奈良市農業委員会平成30年4月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第3号）第2条第1項の規定により告示します。

平成30年4月6日

奈良市農業委員長 巽 一 考

1 日時

平成30年4月13日（金） 午後1時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 審議案件

・法令等に基づく事務関係

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について（3月専決処理分）
- (3) 水田利用転換届出について（3月専決処理分）
- (4) 水田・畑地造成形質変更届出について（3月専決処理分）
- (5) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第13条の規定による生産緑地の取得のあつせん結果について
- (6) 知事許可について（3月許可分）